

議事日程（第3日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員（10名）

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	窪田吉泰	福祉健康課長	加藤章司
上下水道課長	川瀬豊	住民保険課長	山田潤
収納課長	臼井誠	教育課長	有里弘幸
都市環境農政課長	奥村英人	会計室長	松井敦
庁舎建設・ 防災担当課長	後藤博		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	平川悟		

○議長（立川良一君） おはようございます。

3月5日に開会をいたしました定例会も、ちょうど中盤を迎えました。連日、精力的に御審査をいただきまして、大変ありがとうございました。きょうは3日目になります。よろしく願いをいたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。ただいまから、平成27年第2回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番 井野勝巳君及び10番 日比玲子君を指名します。

一般質問に入る前に、昨日、伊藤議員の質疑に対して、教育委員会から答弁の申し入れがありました。これを許可します。

教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） 昨日、伊藤委員より御質問のございました教育委員の通称使用について御回答を申し上げます。

今回の事案については、本人の申請に基づいて手続を行ったものであります。本事案について、岐阜県教育委員会教育総務課に問い合わせを行いました。ここは県の教育委員の担当課でございますが、結論から申し上げますと、本名でも通称でも、いずれも問題ないとのことでした。

理由といたしましては、委員の氏名が本名によらなければならないことが法的に何ら明示されていないからでございます。例えば、現認の岐阜県教育委員で、プロゴルファーの森口祐子委員におかれましても通称を使用されておられます。これについては、岐阜県教育委員会のホームページ上でも御確認いただけます。

また、町からの辞令につきましても、名前を平仮名表記したもので交付しており、その整合性に関して何ら不備はございません。

議員が心配されておられました報酬の支給につきましては、債権者登録の際、住民登録の状況を照合確認済みで、支払うに当たって本人確認がなされているところであり、何ら問題は生じておりません。

以上、回答申し上げます。

日程第2 一般質問

○議長（立川良一君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

最初に、井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

初めに、3月11日に東日本大震災から4年を迎えたということでテレビ報道がされております。復興のおくれから22万8,860余名が、まだ避難所生活を余儀なくされておるそうであります。震災での関連死も3,222人を数えます。2,584人がいまだ行方不明とのことでもあります。改めて被害に遭われた方々のお見舞いと、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしたいと思います。

さて、地方創生法案が臨時国会で可決成立したことから、にわかに地方創生に向けた取り組みが政府から打ち出され、各自治体での素案づくりが急がれております。

政府は、まち、ひと、しごと、地域の特性を生かした魅力ある就業機会の創出とあります。東京一極集中の是正を図り、地方に働き場と人口減少対策等、さまざまな考えで地方の活力を生むための施策と受けとめておりますが、地方創生に欠かせない第一の要因は、人口の減少対策だと言われております。

安倍政権が地方の人口減少対策を最重要課題に上げた理由は、日本創成会議の消滅自治体リストの公表によると言われております。全国1,800市区町村のうち、若年の女性数が、2040年までに半数以下に減る自治体が896にも上ることや、人口減少により過疎地の半数の自治体が消滅する可能性があること、試算と実名を上げて公表されたことから、政権の重要課題と位置づけされました。

この地方創生法は、人口減少に歯どめをかけ、地域社会の活性化を図り、若い人の結婚や出産・育児で希望が持てる環境整備、仕事と生活の調和、国と地方の相互連携、生活基盤によるサービス提供などが基本理念とされております。

幸いにして北方町は、人口減少自治体にはなっておりませんが、自然減少は避けられません。20代から40代までの子供を産み育てる環境づくりを考えていかなければならないと考えております。前回も、この年代の転出者が多いことがデータで示されました。少しでも早く、町内で住み続ける対策を講じなければなりません。それには、住環境を整備し、町内に永住し、子育てをしながら働く場所づくり、また短時間で通勤・通学のできる交通網の充実は欠かせません。

国土交通省は、地方の鉄道やバス事業者に公共交通の刷新を後押しする制度を設けるとしてまいります。バス交通の増便と利便性を図らなければなりません。これに伴う道路網の整備も必要となってきます。高屋西部の土地区画整理により、100年記念道路は幹線へ間もなくつながります。次は加茂運動場線の早期完成を急ぎ、岐阜市へのアクセスの充実と同時に東海環状系貫インターへの接続も欠かせません。

県の市議会議長会も、県内の道路網整備を可決し、国へ要望書を提出いたしました。今、北方町内では工業団地や企業誘致など、現時点では難題と思いますが、将来、農振地域の法改正が行われれば、用途見直しも不可能ではありません。南部地域の開発が待たれるところであります。

前置きが長くなりましたが、5年間の地方版総合戦略として数点を素案に上げていただきたいと思います。

1番に、人口減少対策として、多摩ニュータウンのような県内一のベッドタウン構想を提案いたしたいと思います。ベッドタウンとしての構想と位置づけで、富山市のような町の景観整備町の魅力、内外へのアクセスの充実を図る施策であります。

富山の舟橋村へ行ってきました。平均年齢が38歳で、大変若い人が定住をしております。駅の近くに宅地を造成し、通勤・通学の利便がいいことと、各施設が1キロ以内に建てられ、利便性が高く好評のようであります。

2番目であります。子育ての充実を図るための施策として、現行の第3子に限らず、給食費の無料化制度の実施を図っていただきたいと思います。交付税制度による中学生を対象に3年間でも結構であります。時限立法で高校、大学に備える親の負担軽減等を図るにも一助となるかと思っております。

3番目に、活気あるまちづくりを目指すため、若者による地域おこし協力隊の結成と人材育成であります。過疎地域におります地域おこし協力隊のような人材による、北方町を外から見た感想や指摘、将来のまちづくりにつなぐためであります。

4番目に、農業生産と農産物加工による働き場の確保及び農地集積によるNPO、また法人の設立であります。生産者名リストをつくり、農産物の定期的な提供体制による製品加工及び販売であります。おんさい広場などへ出荷をしておる生産者と、加工業者や岐阜農林高校との連携による加工品づくりであります。6次産業につながりませんか。

5番目ではありますが、円鏡寺・大井神社間の空き店舗の活用と道路改修、西美濃夢源回廊協議会と観光協定を結べないかということであります。円鏡寺・大井神社間の空き店舗の対策になります。

小布施町の栗の小径などは遊歩道づくりがされておりまして、栗の小径を歩いていきますと自然に商店街のほうへ入るとい形になっております。また、空き店舗の活用は、この小布施町であります。3年間の営業を条件に300万円の補助制度を出しております。

6番目ではありますが、空き家対策による移住・定住促進補助金交付事業による定住奨励金制度の拡大をしていただきたいと思います。新築家屋に限らず、中古住宅の購入にも奨励金制度を設けていただきたいと思いますのであります。

先般もお尋ねをいたしました。空き家等対策計画の推進に関する特別措置法に絡め、再度提案をいたしたいと思っております。北方町も新築家屋のみ50万円を制度化しておりますが、他の市町では中古住宅の購入にも25万円、また子供1人に10万円、地域内の木材を使用すれば上乗せをして定住人口の増加を図っておりますので、お考えをいただきたいと思います。

7番目ではありますが、地方版総合戦略の一環とした人材支援制度による審議会の設置であります。創造的なアイデアによる政策づくり、専門的知識を有する人材の雇用であります。地方創生コンシェルジュ制度によるコーディネーター的な役割、協議内容の向上と充実を図るため国・県の知識を有する人材であります。町長さんの政策審議会とマッチングしてはどうでしょうか。

岐阜県や各自治体も特色のある政策を打ち出す今日、北方町も人口減少対策は真剣に考えなければならぬと思います。人口減少や人口流出問題は、各市町にとって喫緊の課題であり、誘致合戦でもあります。行財政改革の中、財源も考慮しつつ、以上、交付事業となる案を考えてみました。時を待たず、今できることから始めていただきたいと思います、町長さんの考えをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ただいま井野議員から、地方創生総合戦略について、建設的な御質問と御提言をいただきましてありがとうございます。

具体的にいろいろと御提案があったわけですが、このたびの地方活性化を狙った2種類の交付金は、御案内でありましようけれども、総額3.5兆円に及ぶものでございまして、住民の生活を支えるのか、観光客を外から呼び込むために使うのか、あるいは息の長い人口減対策に使うのかは市町村の判断に委ねられることになっておるわけですが。

平成26年度の補正交付金の総額は、4,200億円のうち2,500億円は景気を下支えする消費喚起・生活支援型でございまして、1,700億円が人口減を食い止める施策のための地方創生型ということになっておるわけですが。

この図式を北方町に当てはめると、前者の部分で2,788万8,000円、後者の部分で2,580万5,000円という金額が交付をされることになっております。その細かい内容につきましては、既に御提案をさせていただいております平成26年度一般会計の5号補正で明らかになっておりますので、よろしくお願いをしたいと思うところでございます。

議員からは、働く場所の確保とか、あるいは交通網の充実、道路網の整備、ベッドタウン構想など、多項目にわたっての総合戦略の方策を御教示いただきました。

実は、かねて御説明をいたしておりますように、27年度以降の地方総合戦略の具体策につきましては、総合戦略有識者懇談会、こういう懇談会を、政府の方針によりますと大学教授だとか、金融機関の代表だとか、そういう人たちを含む十数人で立ち上げて、この町の総合戦略についての御議論をいただくことになっておるわけですが。その御議論の結果に、いろいろな今いただきました御提言も含めて待ちたいというふうに思っておるところでございます。

言うまでもなく、議員が御教示をいただきました項目につきましても、十分取り入れて参考議論として議論をいただくことは申し上げるまでもないことでございます。

ただし、国においては、まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則なるものを骨子として発表をいたしておるわけですが、その5原則は、自立性、将来性、地域性、直接性、そして結果重視というふうに定義をされておるわけですが。私の想像では、5番目に申し上げた結果重視というものが、申し上げた有識者懇談会のもう一方の大きな義務になるのではないかとこのように思っておるわけですが。

細部にわたっての事項につきましては、現段階では私どものもとでは全く不明でございまして、言われておりますのは建設地方債の対象事業などの公共事業や、いわゆる備品購入などは、この

地方創生総合戦略の対象外とされておるわけでございます。いずれにいたしましても、27年度に入りましてから、申し上げました総合戦略有識者懇談会を立ち上げて、議員御指摘のように早い段階で結論をいただきたいというふうに思っております。

申し上げましたことを前提に、少し私の考えを述べさせていただきたいと存じますが、私は、まちは人が暮らし生活をし、仕事をし、余暇を過ごすというトータルな場所でなければならないというふうに考えておるわけでございます。つまり、自然環境、共生をベースにして、潤いと個性が発揚されるようなまちでなければならないと思うわけでありますが、この条件を整えてこそ人間が住むに値するまちとして評価できるとの基本認識を持つことが大事ではないかというふうに思うわけでございます。

平成19年、2007年でございますけれども、町長就任と同時に住民参加の草の根民主主義の町を目標にいたしました。それは当時、合併問題で二分化しておりました町民世論の解消と、一方で、それまでは比較的余裕のある本町の財政状況でございましたが、この余裕財政になれた町民の認識を、単独行政による今後の運営の厳しさを念頭にした町の財政を考えるという視点に町民意識を変えなければならないというふうに思ったからでございます。おかげさまで、議会の皆様と、そして町民の皆様との御協力によりまして、行革に取り組んで、平成19年以降でも6億3,751万5,000円の経費の節減がかなったわけでございます。

また、公募による政策審議会や住民対話集会の開催、さらには都市再生整備事業を初め清流平和公園、あるいは新庁舎の建設などにおけるその手法ですね、タウンミーティングやパブリックコメント、プロポーザルなどなど直接民主主義の手法を採用した住民参加方式により、本町にとっては大型事業に部類に位置づけられますけれども、一連のハード事業も順調に完成へ近づけることができたわけでございます。

まさに、住民参加の草の根民主主義を具体的に実行することによって得た大きな住民の理解と成果ではないかというふうに受けとめておるところでございます。

財調基金も、就任時に受け継ぎましたのは12億円でございます。最近、この数字が約20億円近くにまでなりました。

しかし、その一方で人口減少社会の進行が進みまして、議員お話しのように、限界集落だとか、消滅集落だとかというような言葉が流行語ようになってきたわけでございます。改めて人口流出の歯どめ策を真剣に考えなければならない状況になってきたというふうに思っておるわけでございます。つまり地方創生でございます。

かねてより私は、本町の性格は住宅都市という宿命にあるというふうに考えておりました。しかし、よくよく考えてみますと、町の空気がただ住宅都市、つまりベッドタウンであるだけでは、とりわけ本町のようにアパートの多い町では、住民意識はふるさと意識が持てない、あるいは持たない地域になってしまうのではないかと。それでは、申し上げたように、誰もが住みたいというふうには、そういう町では思わないわけございまして、むしろ砂漠のような町になってしまうのではないかとこのように思っております。

本当に住みたい町とは何かと考えたときに、北方町の天与の条件を見詰め直して、その特性に着目し、伸ばすことの必要性に思い至ったわけでございます。その結論が、仮の住みかから定住できる一家団らんの環境づくり、そして美しい町とコミュニティーの醸成された町の必要性に行き着き、人間都市、公園都市を目標とするまちづくりを定めるに至ったわけでございます。

地方創生は、政府の緊急経済対策を最大限に活用することは言うまでもありませんが、言われております、この道しかないという選択を狭窄するのではなくて、大変恐縮でございますが、さきの町長選挙で、私が町民の皆さん方に訴えましたまちづくり、つまり3つのプラス、4つのビジョン、8つの約束の一つ一つを着実に実行していくことも、私はもう一つの道ではないかと思っておる次第でございます。

議員御提言の子育てしながら働く場所づくりや、公共交通の充実などのお考えをしっかりと受けとめまして、繰り返しますが、有識者懇談会などに課題として提供をしながら、真に効果的な政策作成に資してまいりたいと考えておるところでございます。どうぞお酌み取りをいただきまして、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございます。

町長さんの、本当にそういった今の政策のおかげと言ったらおかしいですけど、2期無投票当選ということで、皆さん町民も応援しておるところでありますけど、この際、こういった地方創生が叫ばれる中でありましたので、私もあえて前回とも重複するような質問をさせていただいたところでもありますけれども、昨日もお聞きをしましたけれども、今この北方町の本当の税収の基幹というのは21億で、ことしは100億という予算も組んだ中で、非常にあれやれこれやれというのは心苦しいんですけども、何とかこういった地方創生に乗っかって、何らかの方法がとれないものかという思いで提案させていただいたところでもあります。

ことし27年度に、こういった素案ができ上がってきますので、そのあたりでひとつまた考えたいと思いますけれども、その中でもう一度お聞きをしておきたいことは、今、地方創生コンシェルジュということを一度言わせていただきます。これは、もう既に全国でかなりあるんですが、県内では池田町だけがこのコンシェルジュ方法をとられた。これは、池田の議長さんが全国へ行っていますので、早いところ情報が入ったのかなあとと思いますけれども、自治体支援制度を池田町は入れております。近隣、岐阜県にはここだけです。長野、石川、福井、山梨、神奈川、千葉、東京もないですね。埼玉もない、栃木もない。

こういった形の中で、出していただきますと、これは政府のほうから派遣をしてきますので、お金はかかるのかどうかわかりませんが、そういった人材が来ます。それで、今の町長さんの言われる政策審議会の中にも、時々来ていただいて、こういったことを考案していますよという話しの中で、アドバイスでも何でもいただける、そういうふうな形がとれたらなお一層充実をしていくんじゃないかなという考えからであります。

それと、農業生産加工ですけれども、これは時々生産者の方からも相談を受けております。

これは、今ああいいうおんさい広場なんかでも、提供しますと売れ残った分は返ってくるそうです。そうすると、どちらかというとならB級品、また売れ残らなくても商品にならないものは最初からB級品というものになってきますけれども、こういったものを集めて何らか加工品ができないかという話を聞いております。私も、それなりにあちらこちら聞きましたところ、加工はできますよと、何でもできますよと。けれども、それは定期的に生産してもらって、ある程度の確保がしていないとコスト的なこともありますし、途切れてもいかなので、ある程度のこととはしていただきたいと。それについては、やっぱり生産者のリストづくりなんかをして、その人たちとの契約等を結ぶという方法で、これを何とか立ち上げていただくとどうかなあと。NPO法人なんかの立ち上げもちょっとお聞きをしたんですけど、これはなかなか難しく、素人がやるにしても大変なことになりますけれども、何らかの形でこういった人たち、今農生産者は北方にも相当おりますので、そういう人たちのメンバーをどこかで一本に募っていただいて、こういったものに参加するという人のメンバーづくりをしていただければ、これはできるような気がしますので、ひとつお願いしたいと思います。

それと、今、うちのほうの観光的なものも、どちらかというと見てくださいというのは円鏡寺ぐらいでとどまっておるわけですけれども、この間お聞きしますと、大井神社というのは非常に由緒ある神社なんだ、知っておるかというのを言われまして、私は余り宗教的なことでありまして存じ上げておりませんでしたけれども、ここらあたりも、かなりの由緒ある神社であるという話を聞きます。先ほど栗の小径の話をしたんですが、あのあたりの一体的な大井神社から何かで、今の舗装はきれいですけれども、何らかそのあたりを歩くことによって整備をしていくと。

そしてまた、店の店舗なんかも、そのあたりに空き店舗があれば利用をして、またある人は、ベンチなんかを置いて散策ができるようにしないと、ちょっとまずいなあという意見も聞いておりますが、まず最初から全町をやれというのではなくして、ある程度のところ、一カ所だけでもいいので、小布施でもそうですけど、本当に駅前から商店街まで行くだけの距離ですので、まず取り始めに、こういった形の中でやっていただけないかなあというふうに思っております。

いずれにしても、予算的なことがあります。きのうもお話を聞きましたら、30年まで大変な償還が続きますので、その後で結構ですので、またひとつお考えいただきたいと思っております。

それで、ことしじゅうに、この間の補正で上げてきた町単独事業がほとんど網羅された形の中を今度やられておりますけれども、そういったものが今の有識者会議のほうでまとまって、ある程度どれだけの補助が北方町へ来るかわかりませんが、法税措置されてきて、租税ということですが、ひとつそのあたりで進めていただきたいと思っておりますけれども、また町長さんの、もう一度済みませんが、長々としゃべりましたが。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 非常に細かい分野にわたってのお話でございまして、ありがとうございます。

丸投げするわけではもちろんございませんけれども、やっぱり国も有識者懇談会というものの

位置づけを非常に重要視いたしておりますので、本町におきましても、この有識者懇談会というものはやっぱり専門的な立場から御議論をいただくということが大事ではないかというふうに思っておりますので、そこの審議を待ちたいというふうに思っております。

ただ大事なことは、先ほど申し上げました国の補正予算で組みます政策の消費喚起、地方支援型でくれます1,700億円のあの内容を見ればわかるように、明らかにばらまきの政策が行われておるわけでございます。私は、こういうのはいかがかなあと。本当に地域、地方の創生に役立つのかなということで、大変疑念を持っておるわけでございます。

しかし、国が金をくれるわけですから、がまぐちが私どもとは別でございますから、そういうものを有効に活用する方法というのは真剣に取り組んでいかなければならんというふうに思っております。

議員は大変勉強なさっていらっしゃるって、つまり簡単に言うと、国は、国家公務員の派遣を無償とする制度を今度の地方創生に対して大胆に提案をされておるわけでございます。専門的にまだ勉強をいたしておりませんが、私はむしろそういう国家公務員の優秀な官僚の知恵をお借りすることも重要でありますけれども、今私たちは、この北方町への実態を身近に感じて体験していらっしゃる専門家、こういう人たちの御協力をいただくことのほうが本当の地域創生に役立つのではないかとこの考え方に立っておるわけでございまして、申し上げましたのは、いろんな事業を推進してくるたびごとに、岐阜大学だとか、名古屋大学だとか、あるいは岐阜高専などの専門家の教授の先生方にいろいろと御指導をいただいて、きょうまで来ておるわけでございまして、まさにこうした地域で根を張って専門的な研究をなさっていらっしゃる知恵をお借りするということが大事ではないかというふうに思っております。

しかし、せっかくの御提言でございますので、この国家公務員の派遣も含めて今後検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、観光開発的なお話でございました。

特別異論があるわけではございませんが、この町の決定的な弱さは、歴史と文化の町だと言いながら、その歴史と文化の町が一番置き去りにしておる歴史といいますか、経過があるような気が私はしております。今、文化財保護協会とか文化協会の皆さん方が大変一念発起をさせていただいて、それぞれの立場で活発に御活躍をいただいておりますけれども、こういう人たちと力を合わせて、北方町の観光のあるべき姿というものをつ一つ発掘をしていかなければならんというふうには思っております。

ただし、やっぱり何事も、人が足を運べるかどうかという環境をつくるのが一番大事でございまして、今、北方町の現状では、外から人の足がこちらに向くという状況には、率直に申し上げてなっておりません。だから、冒頭申し上げた、この町の宿命みたいなものは住宅都市という宿命があるのではないかとこのことを申し上げたわけでございますけれども、そういう方向にいつまでもこだわらずに、やっぱり今後の観光開発を含めた地域の活性化というものは真剣に取り組んでいく必要があると思っております。

その中心になるのは、何といても商工会、観光協会などの団体でございますから、せんだつても、商工会の幹部の皆さん方が私どものもとにお越しいただきまして、商工会としての今後の取り組みの御説明をいただきました。ぜひその計画案を出していただくように今、商工会の皆さんには私のほうからお願いをしたところでございますが、そういうことをしっかりとタイアップをして、観光事業も含めてとにかく多くの町外の皆さん方が北方町に足を向けていただく。そのために、ちょっと手前みそで恐縮であります、町の景観がきれいなものでなければなりませんから、公園都市を目指して一層努力をしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

農業生産と農産物の加工についても、御提言をいただきました。

しっかりと受けとめていきたいと思うんですけれども、この地はなかなか農業に適しておるか適していないかということは別にいたしまして、農業者自体が農業への取り組みというものの真剣さに、私は欠けるところがあるのではないかというふうに思っております。

ちょうど全国の町村会の会長をしていらっしゃる藤原会長という方がいらっしゃるんですが、村の村長さんが全国の町村会の会長をしていらっしゃるの、相当の実力者だと拝見をしておりますけれども、長野県の川上村という村の村長さんでございますが、あそこは農業立村なんです。非常に若い人たちがまちへ流入して、野菜で何か特別な野菜をつくってもう大変な収入を得て、若い人たちが帰ってきて、都会からお嫁さんも入ってくるというような活況を呈しておる。非常に地理的には高地で、厳しい自然環境のもとでも、そういう日本一の農産物づくりに取り組んでおるわけでございます。

北方町の農業を見ていると、米に依然として依存をしておるわけですね。私は、米は余っておるんですから、本当に農業で営みを立てていこうとするのなら、やっぱり長野県の川上村のような自分たちが農業で生きていけられる方途・方策というものを、農協を中心にしてしっかりと事業として取り組んでいかなければ本物にはならないというふうに思っております、お米で稼ごうなどといっても、これは恐らくTPPなんかでも自由化になって本格的になってきましようから、なかなか太刀打ちできない状況になるわけでございますから、ぜひそういう意味では農業者自身の自立を促したいというふうに思っておるわけでございます。そうした農業者自身の自立意識が高まってきて、農産物の加工のあり方とか、新しい農産物の生産についてどういうふうに進めていくかという議論が高まれば、行政でできる範囲内の応援は、これは当然させていただかなければならんというふうに考えておるわけでございます。

ちょっと一つ一つについてお答えをする余裕がございませんけれども、くどいようでございますが、建設的な御提言をいただきましたので、この意見を参考にして有識者懇談会に議論を移して、そして議員の御指摘のような方向で、北方町の創生ができるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございます。

今、地方創生コンシェルジュの提案させていただいたのは、内閣官房地域活性化統合事務局か

ら出ておりますけれども、地方公共団体が地方版総合戦略の創生に取り組むことに当たって、国が相談窓口を設け、積極的に支援するための体制として、国の職員等によるコンシェルジュの仕組みを構築するものであるということで、対象として支援を要望する市町村等を公募すると。まず市町村が手を挙げると。それが1番として、2番に、当該地域の出身者や出向経験者など、地域への愛着や関心がある者とするということも、2番目にうたわれておるんで、このあたりを、近くに町を理解する人がおれば、そういった人に来てもらうという形をとったらどうかなあという思いから、コンシェルジュを提案させていただきました。

それと観光のことについてもいろいろありますけれども、本当に今、北方町は、これから河川平和公園ですか、完成もしますし、そのあたりで夢源回廊といって揖斐川町のほうと大垣とやっておりますけれども、本巣市もあわせて。まあこちらのほうへ来てもらって、ついでに一環とした中で円鏡寺等も回って、北方町というものをようよう理解してもらおうという形がとれたらなあと思うことで提案させていただきました。

それと農業生産者ですけど、確かに今、町長がおっしゃられるように、農振地域、お米が主でやっておりますけど、この間の休耕田等の生産者を見ますと、何十人と見えて、もう何百円というような小さな手当を支払っておりますね。ということは、小さな小さなそこの畑が点在するんじゃないかと。だから、こういった畑の持ち主の人たちが一緒に、こういったものを設立するような手助けだけでもしていただけるとありがたいなあ、このように思っております。

それで、前にも一度、色とりどりの葉っぱで生計を立てている年寄りがおることも質問をしましたがけれども、そういった形でちょっとでも最初から何らかのことからやっていけばどうかとは思いますが、またひとつ答弁もらえますか。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 特別ありませんが、農業の問題については、今、都市環境農政課におきまして、全地域を対象にして、担い手さんと農業営農者の皆さん方との懇談会を持たせていただいて、それぞれの農業者の御意見も拝聴をさせていただく機会をつくっていただきました。

ただ、私のほうに報告として上がっておりますのは、やっぱり開発してほしいという要望が圧倒的でございます、農業をこれからも営んでいくという積極的な姿勢は余り農業者自身、地権者そのものがそういう発想が乏しかったように聞いておるわけでございますので、今、議員が御指摘のような積極的な方向で農業政策をやっていきたいという動きが出てくれば、これは一緒になって進めていかなければならんというふうに思っておりますが、せんだって来の報告によりますと、申し上げたようなことでございますので、まずそこら辺の整合性をしっかりとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、国家公務員の派遣による地方創生コンシェルジュ制度というものも、これから検討をいたしますけれども、基本的にはこれは省庁の役人を派遣するという、相談窓口になっていただけるということになっておるようでございますので、この点がどれほどこの地域を熟知した人材と農水省がコンセプトをしっかりとっていただいておりますかということなども少し研究をさ

せていただいて、本当に北方町に合った方向で政策立案というものができかどうかを十分検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 先ほど地区ごとということで町長のほうがお話しされましたが、地区ごとでは都市計画のマスタープランについて、地区ごとに農業従事者の方もおいでになられまして、懇談会を行いました。

それで、農業の懇談会につきましては、先般ですけれども、担い手さんと農業経営者の方に寄っていただきまして、そこにJA、岐阜県の農林事務所の方も来ていただきまして、お話し合いを持ちまして、私どもも今現在北方町では米麦が中心になっていると。その中で、やっぱり町としては特産品を売り出すような施策をとってほしいということでお願いをしてみました。

その中で、やはり若手の担い手さんもお見えになられますので、その方なんかは、そういう情報があれば私も積極的に取り組みたいというお話がありましたので、もし6次産業化とか加工食品、そういうものができるような情報があれば、また農業従事者のほうにお話をさせていただくという形になっております。今後も、こういう形で農業従事者の方と懇談会を定期的に持ちましょうというお話をさせていただきましたので、よろしく願いします。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝已君） そういった形がとられていたことは僕は知りませんでしたので、そういった形の中で進めていただけるとありがたいかなあとと思います。また、ひとつ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、次に空き家等対策の推進に関する特別措置法についてお尋ねをいたしたいと思いません。

昨年の11月、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされました。目的として、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命・身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に対して、市町村は空き家等対策計画の作成その他空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進をし、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とすることとあります。

特に市町村は、第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の家屋等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとし、空き家等対策計画を定めることができますとあります。

2項に、対策計画において定める中で、空き家等の調査に関する事項や住民等から空き家等に関する相談への対応に関する事項、空き家等に関する対策の実施に関し必要な事項を定めることとあります。

また、第7条には、市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議会を設

置することができるとしております。

また、政府は、空き家等を活用して移住促進を図るよう、対策の基本指針を公表しております。

指針は、1年間を通じて使われていない状態を目安に空き家と判断する基準を提示し、地域の活性化と利用方法として、移住者の受け入れ住宅や農村宿泊体験施設などを上げております。

また、地域の交流や福祉サービス充実の観点から、移住者の受け入れ住宅のほかに、集会場や地域住民の交流サロンの活用なども例として挙げております。

相談への対応でありますけれども、1年以上使われてない家屋は空き家と認定し、固定資産税の見直しが検討されていることから、家主等にお知らせするとともに、利活用について相談にも乗れると思っております。

私も、さきに空き家軒数をお聞きしました。確認をしていないと記憶しておりますが、空き家になっている店舗や、著しく景観を損なっている状態とまではいかないにしても、町内には数軒見受けられます。また、1年間利用していない住宅は数十軒あると思います。

これらを機に空き家等の軒数を把握し、状況のよい家屋については利活用できないかであります。高齢化社会を迎え、認知症カフェなどの施設も必要となってきますし、介護予防教室も各地域に必要と考えます。中古住宅の購入は、定住人口の促進につながっていきます。

また、15条に、市町村が行う空き家等対策計画に関する施策の適切かつ円滑な実施に要する費用を補助するとあります。地方交付税制度の拡充に必要な財政上の措置を講ずるとあります。

私は、過去に景観条例の制定を提案しました。このたびのマスタープランは、景観の計画も打ち出されておりますし、関連事業につながるかと思えます。

平成25年10月までに、空き家条例を制定したのは272自治体に上っております。空き家等対策計画及び空き家等に関する協議会の設置及び条例制定の考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員お尋ねの空き家対策についてお答えします。

平成25年の住宅土地統計調査では、当町の空き家総数は180件の2.2%でありました。これは、あくまでも統計数字です。実際とは誤差があると思われれます。

全国的に見ましても、空き家対策は非常に重要な課題となっております。それを受けて、議員御指摘のとおり、平成26年11月27日に空き家等対策推進に関する特別措置法が制定され、国土交通省では市町村向けガイドラインの作成に着手し、今年5月末までに策定される予定となっております。

また、先般、議会で答弁しました岐阜県空き家対策連絡協議会が平成26年8月1日に岐阜県と42市町村、8団体にて設立されましたので、今後は協議会に積極的に参加し、情報共有・交換をしながら、議員から提案をいただきました認知症カフェや空き家バンク等を含めた空き家の利活用と、このガイドラインを参考にし、空き家等対策計画の策定や空き家等に関する協議会の設置及び条例制定については、岐阜県空き家対策連絡協議会においてより効果的で実効性のあるものを検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） この空き家等ですけれども、一番懸念されることは、今国のほうが、税収見込みを、各市町村でもそうですけれども、今、安く固定資産税なんかを設定しておく部分を1年ぐらいで、ちょっと見直しをかけるということになりますと、こういう人たちに早目に知らせたり、相談に乗ってやらないと大変なことになる。これはもう遅かれ早かれ来ると思います。だから、こういった形の協議会なんかをしておく、そこで既にお知らせしたり、国のほうが法整備をしてきたときにはいち早く知らせていくことができるので、そういったことで提案をいたしました。

これから検討をされるということですから、検討がどういう検討かわかりませんが、多分執行部の検討は余りやる気がない、そのように私は受けとめておりますので、やる気を持ってやってもらわんと、これも空き家を持っておられる人たちのためになるんです、町民のためになるんですから。

そしてまた、それが今の言うカフェなんかも、このあたりはいい答弁をいただきましてありがとうございます。このカフェなんかのことは、これから高齢化が進む中で認知症対策、今、国のほうもこれを上げてきますけど、介護保険のほうでも非常に大きな問題になってきております。これは、どうしても遠隔地へ運ぶというのは大変ですので、言うならば各自治体に1カ所ずつぐらい、こういったものが設置されていくといいんじゃないかというふうに私は考えております。

だから、そのあたりは各自治体に、地区ごとに1軒、2軒の空き家はありますので、その中でよっぽど活用のできる住宅については何らかの形をとって推進をしていくために、こういった形をとっていただければなあというふうに思っておりますので、一遍自治会長さんのほうにも協力をしていていただきたいなあと思いますけれども、当然また政府のほうとしましても、空き家を活用した移住の促進ということで、対策の基本指針の公表を政府もしております。だから、今空き家等についての取り組みというのは、これはもう待ったなしの状況へ来ておると私は思っておりますので、ひとつ考えていただきたいと思います。

それで、この人口減少の対策のアンケートにおいても、働き場所が一番最初の71%を数えておりますけれども、空き家の提供とか家賃の補助などの移住支援等というのが26.8%を占めております。そういった形の中で、検討は検討でも、しっかりと検討していただくことを要望したいと思います。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員御指摘のとおり、空き家については、私どもも本当に重要な課題と考えておりますので、先ほど申しました岐阜県の空き家対策連絡協議会、こちらのほうが県と民間団体をもって設立をされましたので、そちらのほうで今後とも積極的に本当に参加をして、条例とか対策方針の取りまとめを行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○9番（井野勝巳君） ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（立川良一君） 暫時休憩をします。45分から再開をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前11時43分

○議長（立川良一君） それでは、再開をいたします。

次に、安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は3つの質問をさせていただきます。

一問一答形式でお願いいたします。

平成27年度に庁舎建設という一大事業が行われます。災害に強いまちづくりを目指して、防災司令塔の機能を持ち、近くに防災公園もあり、北方町の中心部にこのような施設がまとまることは非常に効率もよく、よいことであると思っております。これでグランドデザインは完了しますが、微細なところに漏れや盲点はないか、日々見直す必要があると思えます。

1つ目は、防災に関する施設・装備が町内に満遍なく行き届くように、設置の基準があるかどうかです。

私が議員になったときには、この以前の防災ハンドブックを見ました。そのときにちょっと気がついたのは、耐震防火水槽、これが町内に9カ所ありますけれども、それが地図を見ますと、岐阜・関ヶ原線から北側に8基、岐阜・関ヶ原線から南側に1基しかないんです。素人目で見ると、これはちょっと偏っているんじゃないかというふうに思いました。

当時の課長さんに聞いてみますと、南のほうは水位が高いから必要ないと言われました。そのときは素人だったんで、そうだなという感じがしておったんですけども、その後に本巢消防に行っているいろいろ機能の説明を受けました。今回の資料で、一部は本巢消防の人の意見が入っております。これは防火水槽の問題です。

それと、最近、特殊井戸といってさく泉掘りの井戸ができております。これも図の表を見ていただくとわかりますけれども、地域によって物すごく差があると。この件についても、特殊井戸の機能は昔の掘り抜き井戸なわけですから、余りにちょっと差が多いなあという感じはします。

次、3番目に掘り抜き井戸、これは昔の井戸ですので、ちょっと言葉はもういいかなというふうに思っています。

消火栓につきましては、数が町内に約600カ所、ホース格納庫300カ所ほどあるようですが、多分それなりの基準があって何とかいつているんじゃないかなというふうに感じます。北方町のように消火栓が整備された地域では、耐震防火水槽や特殊井戸はほとんど使うことはないというふうに消防署は言われました。

ただ、きょうたまたま高屋の白木で火災があったんですけども、結構立派な家だったんで、ホースが十二、三本放水しているんです。本巢消防事務組合の人に聞きましたら、それだけの流

量だと、やっぱり消火栓だけでは足りないらしいんです。御承知のように、継ぎ足し継ぎ足しして消火栓の取り口から取りながら、それでも足らんからということで特殊井戸を2基ほど動かしたようです。一応ほとんど普通の火事だったら、消火栓、または消火栓からくみ取りして消火ができる。ただし、きょうみたいな大きい火事ですと、やっぱり1カ所で二、三本放水するともう圧が下がってできない。ちょっと離れた幹線のほうへ消防車が移動して、パイプでつないでくると、そういう消火活動をするそうです。

これを見ますと、耐震防火水槽の高屋の1基というのは、そう責めるべきことではなく、何かほかの方法を考えてもいいなというふうに思いました。特殊井戸は、やはりきょう見ていて、聞いていろいろ思ったんですけれども、四、五百メートルに1個ぐらいはあったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上のことのように、それなりのルールを決めて設置をしていただくとありがたいなあと。先ほど言いましたように、耐震防火水槽はそれにかわるものとしては糸貫川や天王川の水量の多いところに、ため池の機能みたいなものですから、設置をしていただくと、タンク車が行けるようにしていただくと代替としてはいいんじゃないかなと思っております。

ここで第1の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の防災に関する施設装備についてお答えしたいと思います。

本日、けさの火事におきましては、委員各位にも大変御心配いただきましてありがとうございます。受け付け時間が4時過ぎで、鎮火が5時半過ぎという格好でありました。幸い人的被害はなかったようですが、本日の9時半から現場検証に入っておるということです。まず初めに、御報告だけさせていただきます。

次に、御質問についてでございますが、消防水利の設置基準につきましては、消火栓や井戸、防火水槽といった消防水利ごとに定められているわけではなく、消防法において、防火対象物から一つの消防水利に至るまでの距離が規定されておるところであり、現在の設置数は十分満たしておるのではないかと考えておるところです。

議員がおっしゃられましたとおり、当町の消防水利の大半を占める消火栓につきましては、整備段階から地震により一部が破損しても送水ができるよう、ループ化などの管路計画を立て進めておるところでございます。

今後は、上水道施設の長寿命化計画、老朽化に伴う交換時にも既設の水道管の耐震化を行い、地震時においても、その用途を果たすよう努めてまいりたいと考えておるところです。

また、地域の特色を勘案しながら消防設備の整備を検討し、議員御提案の糸貫川・天王川からの給水についても、中継送水訓練などの実施について消防団と協議し、実施に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤巖君。

○3番(安藤 巖君) ちょっとお願いしたいんですけども、ホース格納庫がたまたまあるブロック、明治製菓の南のブロックに1基しかないんですよ。どうも今回の予算を聞いていますと、要望があったらということで、予算で1基とか2基とってあるんですね。こういうのはもう自動的に行政のほうで、要望があつてからつけるんじゃないくて、ある量のエリアができたらつけるようにしないと、あそこは誰も関心を持っている人がいないんで、手落ちが起きるんじゃないかなというふうに思っております。そこら辺、よろしくをお願いします。

要するに、町民のほうから要望があつたらつけるんじゃないくて、どうしても必要なもんなら、格納庫がああ地域に1個しかないのは、やっぱりちょっと面積的にも結構広いんで、そういうルールづくりとかね、自分たちのほうでこうやってやっていくというふうにやっていただくとありがたいなと思っています。

じゃあ、次の質問に行きます。

避難所について、ちょっと問題を提案します。

2ページの避難所を見ますと、防災ハンドブックの2ページに避難所の地図が載っております。御承知の方も見えると思いますけれども、第4地域に、自治会柱本は総合体育館ということになっているんです。その避難というのは、災害の程度によって違うわけです。柱本の人から言うと、総合体育館は、残念ですけども浸水、結構あそこは低いんです。51年の9.12のときでは、自分たちも経験があるんですけど、多分1メートル以上乗っているんです。そうすると、昔の人が言うんですけども、水害のときの避難所にはならないと思われま。それと、緊急性の要する避難とそうでない避難と、避難の人員が幾らかによって避難所の設置は違うと思うんです。

極端な例を言うと、何かで寝泊まりしないかん人が50人ぐらい出たとします。そうすると、この第1ブロック、第2、第3、第4、ばらばらの人が避難するんですかと。そういう場合には、どこか1カ所に50人をまとめて避難をしないと、避難という考えだと緊急避難ばかりじゃないんで、例えば寝泊まりする避難する人が50人ぐらい町内で出たら、ある一カ所で避難すればいいじゃないですかということで、避難場所と自治体は結びつけて設定しないほうが現実的ではないかというふうに思います。

ちょっと、言っておる意味がわかりますか。がんじがらめでここへ行きなさいというよりは、普通はまず自分の家、しっかりしてから状況によってどこかへ行きたいということで、避難所の考え方が訓練で一斉の人が全員動くということだと、こういう決め方ですけど、現実的ではないんで、自治会と避難場所を結びつけてやっても実際は機能しないと思っています。それがそれとします。

もう1つ、私、柱本ですけども、柱本の場合は、結構公民館が自治会の中でも一番しっかりしているという認識があります。たまたま各会合で、避難場所、あんたならどうすると聞いてみると、まず公民館へ来るねという人が多いんです。総合体育館へ行くということを知っている人は総合体育館と言いますが、現実はそのような身近な避難所も、我々としては指定の避難所としていただくといいかなというふうに思っております。要するに町の施設じゃなくても、

それなりに避難できる場所だったら、了解を得られれば避難所にして指定していただくといいんじゃないかなと思っています。よろしくをお願いします。回答をお願いします。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、避難所・避難場所についてのお答えをさせていただきます。

まず初めに、避難所・避難場所についてですが、こちらについて、明確な設定基準が法的に決まっておるわけではありません。

しかし、各エリアに現在指定しております緊急避難連絡所につきましては、災害時において町の管理下にあり、速やかに開設可能なものとして位置づけておるところでございます。今年度は、その開設手順を明記しました避難所運営マニュアルを整備いたしまして、避難対策を強化しておるところでございます。

避難につきましては、自助における最重要項目として、その啓発に努めておるところで、北方町防災ハンドブックにおいても、災害に応じて避難方法が変わることを記載しておるところです。

風水害におきましては、浸水の危険性が高まった場合、浸水しない区域への早目の避難、もしくは浸水深以上の高さの施設への屋内退避、もしくは垂直避難が考えられます。避難所・避難場所を問わず、生命の危険から免れるための行動をとることを示すため、洪水ハザードマップにおいても、北へ向かって避難することを明示しております。

しかし、地震におきましては、事前に避難することは困難であります。地震が発生しましたら、その場で身を守る行動をとり、速やかに倒壊の危険性が少ない避難場所に避難することが重要です。その後、自宅の損壊などにより住居を失った場合、施設などの避難所に避難することが考えられます。その後には、避難者数に応じて集中と閉鎖などが必要になってくるとも考えております。そのため、浸水想定区域の公園についても、地震の際には避難場所としての活用を考えておるところです。

いずれにいたしましても、災害発生時には、議員が言われるとおり地域の避難場所にとらわれず、その災害に応じて自分の命を守るための行動をとることが重要となってきております。今後も避難方法のみならず、防災に係る啓発は継続的に実施していくことが重要であると考えておりますので、議員におかれましても、また改めてこの内容について御意見いただきまして、北方町全体の消防・防災力の向上に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） 次に、消防団員の定数について御質問します。

25年度から、定数が50名から70名に増加しました。これについて実績をちょっと見てみますと、10年ぐらいの傾向を見てみますと、芝原地区は大体13名から15名ぐらい安定して消防団員がおられます。飛びまして、柱本は11名ほどから今15名ぐらいと若干ふえております。高屋はぶれがありますけれども、六、七名から十二、三名ということで傾向的にはちょっと波が打ちます。役場が2年かかって、女性も入れまして10名、14名というふうにふえております。北方が十二、三名

のときもありますけれども、ことし、去年なんかは7名と非常に少ないと思っています。

それで、男性で消防の対象者を調べていただきました。芝原が284名、北方地区は1,191名、柱本は266名、高屋が626名、全体で2,367名の方が二十から40歳の方の男性です。その比率でいくと、北方は実態は御承知ですけれども、いかにも少ない。全体の50%の対象年齢者がいるにもかかわらず、その4分の1ぐらいということです。

行政のほうとしては、定員をふやす施策を何か行動していただけましたかと。例えば自治会長さんと消防友の会と団員と何かミーティングをして、入会の手続をすとか、勧誘をすとか、誰がどこを担当するとかいうことをやっていただけましたか。例えば柱本の場合は、毎年それをやっているんですよ。消防団員が勧誘をすとか。それと友の会の会長さん、自治会長も対象者を選んで勧誘をします。各地域ごとに特色があると思いますね。例えば芝原地区は、4つの自治会が一定数を出すような仕組みになっていると思われます。高屋も、基本的にはそんなふうになっているようです。柱本は1つの自治会なんで、ここでどれだけ出せとかいうことを言われなくてもいいもんですから、そういう意味では組織集めとしてはやりやすいなあと思っています。北方は三十七、八の自治会があります。その中で、傾向的に出ている自治会と、ほとんどもうずうっと出ていない自治会があります。そういうところも、公平に消防団員を自動的に供出できるように活動をしていただかないなと思います。

それと、最後に消防団員の地域活動です。

団員は、月1回の定例訓練だとか操法のとときに、二、三カ月順を追って、程度によって訓練に出ています。それから、資格を取るのに幹部の方はいろんなところへ訓練に出ていると。それと年末夜警、そんなようなときに全員で出動します。

ただ、地元の消防団はどういう活動をしているかといいますと、多分4つともばらばらだと思うんですね。例えば井戸のくみかえをやっているのか、消火栓の点検をしているのか、その他何かいろいろやっているのかと。消火訓練を地元でやっているとか、消火栓の使い方の訓練をやっているとか、そういうこともそれなりに消防団は1つですので、やったほうがいいじゃないかなという感じはします。

柱本の場合、天狗堂の特殊井戸のチェックも行っています。明治製菓の北側、岐阜・関ヶ原線まで、そここのところも柱本の消防団が特殊井戸の水がえをやっているんです。もう何年前からか知りませんが、たまたま地元の人が分家を出されたからということだと思っんですけど、例えば岐阜・関ヶ原線から南側の明治製菓との間は、どこも北方の人は来ていないという状況です。できれば消防団、大体大差ないような地域を守るということをやっていただくとありがたいなと思っています。以上ですけれども。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、続きまして消防団員の定数についてお答えをしたいと思います。

消防団員数の確保につきましては、団員数が年々減少しており、全国的に大きな問題となって

いることは御承知のことと思います。当町においても、条例定数70人に対し、実団員数60人となっており、確保に大変苦慮しておるところであります。特に当町は、昼夜間人口比率が79.7%と県内市町村の中で一番低く、被用者団員のうち昼間勤めている人の割合は95%となっております。そのため、昼間の火災等に対応できるよう、役場職員が団員となっている状況であります。

こういった状況の中、県では28年度から消防団協力事業所に対する減税措置制度の導入を検討しており、これにあわせて当町も消防団協力事業所表示制度の導入の準備中であります。

団員確保に向けた効果的な解決策は難しいところではありますが、議員御指摘のとおり、地域によって差があることも現実です。消防団は、地域の防災リーダーとしての活躍が期待され、町の防災の基礎ともなりますので、今後も団員確保について自治会などに協力をお願いし、仕組みづくりをしてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、消防団員の地域活動についてですが、先ほど述べましたとおり、消防団は地域の防災リーダーとして地域と密着した活動を実施することが期待されており、柱本消防団員の皆さんにおかれましては、それを体現していただいているものと感謝しております。決まった調査をしているわけではありませんが、ほかの地区においても、地元自治会の消火栓取り扱い訓練などにおいて指導者として御参加いただくなど、地域の防災力向上に向けた活動をこれまでもしていただいております。こういった活動が活発化していくことで、地域の防災力の向上につながるものと期待されておるところです。

しかしながら、一方で、これらを統一的な枠組みを決めて実施することは適切ではないものと考えており、地域の実情に合わせて弾力的に実施できることがこういった活動の強みでもあると理解しております。今後ともおのおの地域で活躍していただけるよう、消防団とも協議していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（立川良一君） 安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） 最後の回答は少し不満というか、それなりのガイドラインを4つの消防団の中で話し合うとかね、自分たちはどうしているんだとか、そういうことをやっていただくと、その中で自分たちもやったほうがいいのか、これは要らんなどということもできますので、強制はできないんですけど、一緒にやっていただくとありがたいなど。特に思ったのは、天狗堂、明治製菓の西を、柱本の消防団が苦情を言っているわけじゃないですよ。そういう意味で、ちょっと区割りを見直すとか、横の連絡はやっぱりしていただきたいなどと思っておりますので、よろしく願いします。

これで質問を終わります。

○議長（立川良一君） 次に、伊藤経雄君。

○6番（伊藤経雄君） それでは、議長のお許しを得まして質問をさせていただきます。

一昨日、東日本大震災から4年たちました。大震災でお亡くなりになられた方は1万5,891人、不明の方は2,584人、震災関連で亡くなられた方は3,244人、合計2万2,719の方がとうとい命を落とされました。お悔やみを申し上げますとともに、まだ避難されておる家族も22万9,000人

という大変な国情にもかかわらず、相変わらず国は政治と金、この道しかない、大変気分的には日々むなしい気持ちで暮らしております。

また、国の行方を左右する重大な政策や方針が次々と閣議で決められていく。武器輸出の実質解禁、原発の維持・推進を盛り込んだエネルギー基本計画は既に決められ、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認まで閣議決定で決着が図られようとしている。国会議員の先生方も、それぞれお考えがあろうとは思いますが、異議も貫けず、反論もいろいろ言えない政治家に大変危惧をしているところでございます。

1つ川柳をつくりました。「ひな壇で、声も出せない、飾りびな」という、そういう閣僚連中ばかりではないかと、そのように思っております。

当町におきましても、安倍総理の恩恵を受けていますから、打ち出の小づちといたしますか、ばらまきでも恩恵を受けておるのも事実であります。

それでは、本題に入ります。

私のまちづくりについてということでございます。

人間都市、公園都市、住民参加の草の根民主主義の町、家族で暮らすにふさわしい町を創造し、3回目の当選をされました。おめでとうございます。新たなお考えを伺います。

町民と行政が肌で触れ合えるコンパクトなまち北方町、小さくてもきらりと光る北方町を支えてきた団塊の世代が一線を退き、少子・高齢化は進行中であります。現実を直視すれば、人口の減少を前提にした社会のあり方も、具体的に考えていかななくてはならない。国に、地方創生を言われるまでもなく、地方自治体はそれぞれ地域の活性化に知恵を絞ってきたはずである。若い世代が安心して北方町で暮らせるように、文化や芸術、あるいは人的育成も立派な経済基盤であると思えます。

今後、町民の血税で完成を待たれる新庁舎、さらなる町民の要望等に努め、行政サービスの向上を求められるものと思えます。リーダーとして、都市間競争に勝つ町を、社会の成熟を見据えた視野の広いかじ取りを期待しております。町長の御見解を伺います。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 私ごとで恐縮でございますが、さきの町長選挙の結果につきまして、ただいまお祝いのお言葉をいただきましてありがとうございます。

また、その節は、伊藤議員にも格段のお力添えをいただきましたことを感謝申し上げておきたいと思えます。

それでは、御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず少子高齢化と人口減少問題については、一体の課題として捉えていかなければいけないというふうに思っております。

人口減少への対策が成長戦略と不可分なことは、政府の経済財政運営の指針であります骨太方針でも明らかでございます。それによりますと、政府は1億人の人口確保を目指す方針で、そのために女性の育児環境の改善や第3子以降への重点的な支援などを提唱いたしておりますが、ど

れもそう簡単に決め手になるほど単純なことではないような気がいたします。しかも、一方で女性の社会進出を支援しておるわけでございます。私の所信表明でも申し上げましたが、社会的風潮として結婚と育児を柱とする家庭生活が幸せという、かつての価値は崩れてしまっていますから、人口減少の克服は容易なことではないのではないかとこのように思うわけでございます。現在、1人の女性が生涯に産む子供の数を示す特殊出生率は1.43人ですが、人口を維持するには2.07人が必要でありますから、どう見ても現状維持どころか1億人維持も難しいと思わざるを得ません。

議員は、人口減を前提にした社会のあり方も考えていかなければならないとおっしゃいましたが、私も全く同感でございます。できれば、ぜひその先のお考えをお教えいただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、地方創生についてもお触れいただきました。

これは、先に井野議員もお答えを申し上げたところでございまして、それ以上でも以下でもございせんが、ただ地方創生総合戦略を、だからといって一顧だにしないでいくというのではなくて、これも所信表明を繰り返しますけれども、この地方創生戦略という政府の提案を有効に利用するといいますか、言葉は適当でないかもしれませんが、有効に活用をして、ただ先ほども申し上げましたが、この道しかないという視野を狭窄しないで、地方再生への道は幾つもの選択肢があると、こういう立場に立って、その幾つかの選択肢を模索して進んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

3点目は、町民要望についてでございます。

今の御質問によりますと、「町民の血税で完成を待たれる新庁舎」それから「さらなる町民の要望等に努め、行政サービスの向上を求められるものと思っておりますが、リーダーとして、都市間競争に勝つ町を、社会の成熟を見据えた視野の広いかじ取りを期待しております」というふうのお話でございましたが、ちょっといささか分詞、文脈が不明瞭でございますので、どういうふうにお答えをしたらいいかというのを率直に戸惑っておるところでございますし、議員の一つの御見解でございますから、それを起用して特別に感想というものはございせんけれども、私どもが消費をいたします費用というものは、議員報酬、私の報酬も含めてでございますけれども、全て税金で賄われておるものでございます。

人間は、生きていくためにさまざまなものやサービスを消費するわけでありましてけれども、そうした財とかサービスをどのように提供するかは、大きく分けて社会システムと経済システムと政治システムの3つの供給が主体であるというふうに、これは東京大学の名誉教授であります経済学者とも言われておりますが、神野直彦教授がある著書で述べられておるところでございますが、無償、有償の形はありますけれども、いずれも税に源を発しておるわけでございます。

庁舎の建設だけに税を投入しているわけではございせんし、公共資産というのは、申し上げた議員報酬などのように特定の層だけに恩恵があるものでも、あるいは商業簿記でいいます社外流出をしてしまうという消費的支出でもございせん。むしろ、より多くの不特定多数が利便性

を共有して、多世代にわたって恩恵があるものであります。ゆえに、地方自治法や地方財政法によって、例外としてこういう事業に対しては起債発行も認められているということをぜひ御理解いただきたいと思うのであります。

町民の要望や行政サービスに心砕くことは、御指摘をいただくまでもなく、言うまでもないことですが、およそ民主主義は為政者が国民に税負担を求めることに始まるわけですが、税の負担や使い道について論じることが民主主義のテーマであると言ったのは、これは以前にも申し上げましたが、経済学者のシュンペーターの言うところでございます。つまり世に有名な租税国家論でありますけれども、私は国家の活動、これは地方自治体でも同じでございますけれども、その活動に必要な資金というのは国民の租税によって調達をするという原理のもとに、国民が税を支払い、国家がそれを使って公共的な活動を行い、その恩恵を国民が享受するという、申し上げた租税国家論というものの概念を大切にしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

ちなみに「血税」とおっしゃいましたけれども、念のため広辞苑を引いてみますと、「血の出るような思いで納める苛酷な税金」となっております。そして、例として徴兵とか兵役義務などというものが挙げられておるわけですが、新庁舎の建設は血税を吸い上げているものでは断じてございません。いわんや苛斂誅求というようなほうに苛酷な税徴収をした結果、庁舎を建設するものでもございません。このことは、ぜひ長年議会で御活躍されて経験豊富な議員自身が一番よく御承知のはずでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 血税という言葉が適切じゃなかったかもしれません。

しかし、全国で、国・地方の行政といいますか、公務員は30兆円使っているんですね。東日本では26兆3,000億ぐらいで復興というような形でも言われております。そういうようなお金を使ってみえる行政に携わってみえる方々は、いまいちそういうことも含めて考えていただければと。

当町も、平成15年2月23日に合併問題が第1回、その後、平成16年8月1日に合併問題の住民と、その後また町長選と、いろいろ町を二分した残念な結果でありましたが、私個人としてはそのような経緯もあります。そういうようなことで、単独で10年目を迎える今日でございますので、やはり国の借金も1,000兆円以上という世の中です。私個人としては、政治家や民間人で借金を返すのが第一じゃないかと、そんなことを絶えず思っている次第ですけれども、いずれにいたしましても、国が大変な今異論というか反論ができない、それを押さえつけるような政治です。そういうようなことが地方にも、これから降りかかってくるのではないかと、そんなことを心配してお尋ねをさせていただきました。

もしこれについて、町長さん、答弁いただけるのであれば、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 特別異議があるわけではございませんが、国がどういうふうにお金を使う

かということは、私どもも十分関心を強めて、選挙などの機会にそれを生かす必要があるというふうに思っております。

しかし、率直に申し上げて、御承知のようになかなか人件費というのは、総予算の中で占める割合というのはどうしても高くなってまいりますね。今、私どもの町も、職員の皆さん方に非常に過剰な労働密度で働いていただいております、大勢の職員の皆さん方が夜遅くまで残業もしていただいておりますし、日曜・祭日も出勤をしていただく例が多いわけでございまして、首長の私としては、そういう点では大変職員の皆さんに申しわけないというふうに思っておるところでございます。

しかし、公務員は全体の奉仕者でございますから、その精神を忘れないように、これらも一生懸命町民の皆さんのために奉仕をしていくことが必要ではないかと、こういうふうに考えておるところでございます。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 町長さんが先ほども答弁されておられましたように、スローガンで3つのプラス、4つのビジョン、8つの約束を公約されております。

私個人的には、やはりお任せ、おねだり、わがままという日本独特の悪い民主主義を断ち切り、10年先の青写真をしっかりと持って政治を、行動を起こしていただければと思います。政治は、言葉ではない、言いわけでもない、何をやり、何をするかという問題であると思います。勇気を持って、地方政治の改革を期待しております。この件はこれで終わります。

次に、定住化促進についてでございます。

総務省が発表した日本の総人口は、2008年の1億2,805万7,352人をピークに人口は減少が始まり既に7年、県内の人口は、2000年の210万7,000人をピークに減り続けております。北方町においては、2009年に1万8,516人をピークに、最近8カ月続けて1万8,300人台に減り、ちなみに世帯数は人口減少にかかわらず、21カ月7,000戸台に推移しております。

これに歯どめをかけるために、全国でもユニークな施策が展開されているが、北方町においても将来を見据えた魅力的な支援制度も取り入れ、より豊かで安心して暮らしやすいまちづくりのために、これまでのハード、ソフト、両面の施策に加え、積極的に若者を含め定住化促進を打ち出し、町内外にアピールしていくことも必要ではないかと思っております。

人口減は深刻な状況です。人口減を食いとめるには、出生率の影響もありますが、少子化で大切なことは子育て支援だけでなく、産む決意です。これから子供を産んでくれるには、どういう社会をつくらなければならないかということも大事だと思います。結婚支援を施策の柱に据え、出会いの場の創出や結婚相談事業、また住宅リフォームの助成制度、部分的な耐震補強も対象にした住宅の耐震化制度など、地域経済の活性化につながるのではないかと考えております。町長さんの御見解をお尋ねします。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ありがとうございます。御提案をいろいろいただいたところでございます。

井野議員の御質問にもお答えいたしましたように、専門家の皆さん方にもお集まりいただいて懇談会を持つことになっておりますので、そちらのほうに結論は委ねたいというふうに思うわけでございます。

定住化の促進のために、結婚支援や出会いの場、あるいは相談事業などを進めたらどうかという御提案でございます。

特別異議があるわけではございませんが、今までも実はあちこちで御提案のような事業展開がされております。これは議員も御承知のことと思いますけれども、私はそれに抵抗する意味は全然ございませんが、その前にやっぱり世の中の全ての物事というのは相互に関連し合って成立をしておるわけでございますから、どれ一つとっても、それ単独で物事が生じておるということはない、つまり縁起の問題でございますね。

したがって、御提案のことを申し上げた視点から言いますと、やっぱり原因があつて結果がある、こういうことをいいます。つまり別の言い方をしますと、因果の関係にあるというんでしょうか。したがって、結婚をすることに対して行政がどこまで介入をすることができるか、すべきかというのは、非常に微妙な問題でございます。それ以前に人間関係と申しますか、申し上げた縁起というものを大切にす暮らし方、そういうものを私どもはそれ以前に心がけなければならぬのではないかと。西洋的な風潮が、この日本国にも浸透をいたしてまいりまして、極端なことを言いますと個人主義が横行をしておりますから、議員がいつも大切にされる、もう少し社会的道徳をしっかりと私どもは身につけて、近隣のコミュニティーも大切にしながら、お互いに声かけ合つて励まし合つていく。そういう人間関係の中から縁起が生まれてきて、お互いに愛することもできる、あるいは結婚することもできるというような状況展開になるのではないかとこのように思っておるわけでございます。

具体的な内容について、例えば結婚支援など、あるいは出会いの場、集団見合いなどだと思いますけれども、そういうものが今この北方町にとって展開をするにふさわしい状況であるかどうか、あるいは環境にあるかどうかを検討をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 原因があれば結果と言われました。本質を確かめることも必要ではないかと、そのように思っております。

この前、テレビを見ていたら、たまたまある自治体が、そこでは男の人を募って、他の町から女の人というような出会いの番組をやっておりました。北方町単独でできない面も多々ありますが、やはりそういう近隣の市町村ともそういうようなことを今後進めることも一つではないかと、そのように思っております。

最近のデータでいきますと、新成人を迎えられた方の約半数が恋愛経験がなしというようなデータがありました。2000年の数字でいくと、18歳から34歳の未婚者で交際している異性がないという男性は61%、女性は49.5%と高い数字が示されています。行政においても、結婚支援施策

等の出会いの場をつくる、そうすることも必要ではないかと、そのように思って質問させていただきました。

県では、人口減を食い止めるためには1.8程度の出生率に引き上げることを目指すというような、すべき水準を明記しております。そのようなことで、2050年には1億人の人口を切るのではないかと。国もそのようなことで施策を進めておられるようですけれども、当町においても、やはりピークのときに1万8,516人の方がお見えになりまして、今月でいくと1万八千三百六十何人というような結果が出ております。

学校の例で一つとりますと、ピークのときはたしか20年でしたかね、小学校、中学校全部合わせて千八百何人お見えになった。今1,699人ということで201人ほど、この差が減っているような状態ですね。そういうようなことを考えますと、やはり人口問題は大変だなあと感じ、そのように考えていただければと思っています。

そして、住宅関連事業といいますのは、これも視野が広く業種も多岐にわたり波及効果が期待されます。全国では350市町村が実施しております、そのリフォームの問題ですね。それから、自治体によっては、65歳以上の御家庭には耐震の制度とかそういう助成もやっております。国では、住宅のエコポイントとかというようなこともやっておりますけれども、やはり何かそういうようなことで、定住していただけるためには今後も必要ではないかと、そのように思っております。この件に関して、また御答弁いただければ、どうぞひとつよろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 大変恐縮でございますけれども、明確な答弁をする立場にはないと思います。議員の一つの見識ある御提案だというふうに伺っておきたいと思います。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） それでは、続きまして快適で安全なまちづくりについてでございます。

毎年、交通安全意識を町民の皆様に訴えて啓発を行っているが、北方町は人身事故加害者居住別調査での人口1,000人当たりの加害者率は、ワーストワンという不名誉な記録を数年前から順位の変動はあるが、続き、平成26年は人身事故は99件、負傷者は120人、死者は1人という交通事故の発生状況であります。平成24年に町内で発生した人身事故は125件、負傷者は168人でした。人身事故、負傷者とも減少していますが、死者が1人の発生状況でございます。

過去には、平成22年4月31日に北方町生涯学習センターきらりホールにて、瑞穂市、本巣市、北方町の交通安全対策協議会では、交通安全意識の高揚を図り、この不名誉な記録を返上するため、交通事故加害者ワースト記録返上決起大会が開催された経緯もあります。

交通事故調査等も行い、北方警察署、公安委員会への要望申請など関係機関等に働きかけているのか、危険箇所、多発場所などを認識されているのか。過去には、芝原東町4丁目、伊勢田2丁目、高屋太子2丁目、平成6丁目交差点にて信号機が設置されている場所も含め17件発生しております。

全国では、70歳以上の高齢者の皆さんの30%は、自動車の運転は楽しみ、生きがいと答えてい

ます。今後、ますます高齢者ドライバーがふえます。北方町においても、その傾向にあると思います。

通勤者等、迂回道路としての利用も多く、国道157号線の平面化も完成し、町道3号線の改良、森町地内の配水管布設の工事も予定され、今後、100年記念道路の利用が多くなると予想されます。なお一層危険を増すと思います。

また、バスの本数もふえ、戸羽町の出入り口の路上駐車等で利用されるトイレ、梅野町の出入り口の常夜灯、墓地の南端等、危険箇所があります。今後の配慮を願い、お尋ねします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 議員御質問の快適で安全なまちづくりについて、回答させていただきます。

まず、交通量調査や関係機関等への働きかけについてであります。町に望む声や、自治会から信号機の設置や交通規制の要望がありましたら、職員が現地確認をして実態把握をしております。さらに必要に応じて、通勤・通学時間帯等における歩行者や通行車両の交通量等の状況調査を実施しているところでございます。その後、調査結果を踏まえ、信号機等の設置などの具体的な対策を講じる必要があると判断される箇所については、その必要性を明確にした資料を付し、北方警察署を通じて公安委員会へ要望書を提出しております。

なお、平成26年度については、信号機設置を6カ所、横断歩道設置を2カ所、速度規制を1カ所要望した経緯がございます。

また、交通安全対策として、交差点内のカラー舗装やカーブミラーの設置、防犯灯のLED化など、必要に応じて対策を講じております。

次に、交通危険箇所等の把握についてであります。毎年、本巣地区交通安全協会や北方警察署と連携し、危険箇所共同点検を実施し、信号機の設置要望や危険箇所の現地確認を行い、関係機関からの専門的な意見聴取等も行っております。

さらに、今年度から交通安全対策協議会の下部組織として新たに通学路安全推進会議を設置し、通学路の交通安全プログラムを推し進めております。この事業は、通学路のさらなる安全確保を目的としており、自治会や小・中学校、北方警察署、岐阜県土木事務所、道路管理者等で通学路の合同点検を行い、点検結果に基づき危険箇所を改善していく予定であります。

また、事故多発地点の把握については、北方警察署から情報提供をいただき、毎年事故多発地点を表示した北方町通園・通学路マップを全戸配付しております。実際のものでございますが、全戸配付をしておりますが、三角マークがついたところが事故が多く発生していることを表示しておりますので、また配付になったときには御確認を願いたいと思います。

なお、町内における交通危険箇所については、議員の御指摘の箇所以外にもたくさんあると認識しております。それらの全てを施設設置等のハード面の整備のみで解消することは事実上不可能であります。危険な箇所ほど気をつけて通るという通行者のおのの安全意識が大切であり、十分に注意して通行してもらうことこそが何よりの交通安全対策であると考えております。

このように、今後も継続して交通安全対策には最善を尽くしてまいります。運転者や通行者等、道路利用者のマナーが伴わなければ十分な成果は得られないと考えますので、交通事故加害者率ワーストワン返上運動の継続や、昨年の法令講習会で大変好評であった岐阜農林高校演劇部の啓発劇をことしも行うほか、街頭での交通安全指導などの啓発活動を粘り強く行ってまいります。

しかし、立哨などを通じて思いますのは、横断歩道で一旦停止する運転手は極めてまれでありますし、スマホや携帯電話を見たり、話したりしながら運転する様子を目の当たりにしますと、町民一人一人の交通安全意識の向上と法令遵守の必要を痛感せざるを得ません。今後も、安全意識の徹底と高揚のための運動を強めてまいりたいと思います。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 北方町は、加害者のみでなく被害者も多いということを聞いております。

ほかの自治体では、例えば通学路を、わざわざ保護者が30キロで前を走って、後ろから後を、その30キロを出さんような、そういう対応をローテーションでやってみえる地域もあるようなことを聞いております。

さっきも言われましたように、マナー・モラルの問題が第一だと。それは重々承知しておりますが、北方町の今の私が一番心配しておるのは、100年記念道路が157号線の平面化、あるいは島大橋の無料化等で迂回路としてよく使われます。北方町の町の中も迂回路だと。なぜかという、信号がないというような御発言をされるドライバーも多々おられます。

そのようなことで、例えばことしの1月9日だったかな、行政改革委員のその他のところでちょっと御指摘させていただいた、かどかどの問題。投稿された資料もそちらへ渡っていると思いますが、あそこなどは側溝に看板はもちろん、今カラオケもやってみえるもので、のぼりが立てられたということで何回も注意しても、もちろん警察からも注意はされておられるようですが、最近またひどくなって地域の人のみならず、たまに見える人が、あそこが一番危ないなあと。現実に私の知っている人、婦人会の役員、町の職員もお見えになります。事故にかなり遭遇しております。そのようなことをお酌みいただいて再考願いたいと、そのように思っております。

これについて再答弁していただけるようでしたら、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 今、議員が御指摘されましたかどかどについては、私ども道路管理者のほうもたびたびお願いには行っておるわけなんですけど、なかなか議員が御指摘のとおり、一旦引き込められましても、また出されるということをつねに繰り返しておみえになりますので、今後も、私ども警察と一緒に粘り強く啓発活動に回ってまいりますので、よろしくお願い致します。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今のかどかどの面、特に南側に町の公衆のトイレがありますけど、あそこを利用されるのは、あの地域ではかどかどのお客さんが利用されているような状態で、もちろん

通学・通勤等あるいは道路を通られる方が車をとめてトイレの利用も頻繁にあります。西側だけじゃなしに、東側のほうにもとめて、横断されてトイレを使ってみえるのも多々あります。そういうところから車が急に出てくるんですね。それで、戸羽町から北へ折れたり、右に曲がる時に、かなり危険を被る、そういうような状態であるということをお伝えしておきます。

平成26年度の北方町警察署管内のワースト8の中に、北方町は平成6丁目の交差点が入っているようなことが、この前の警察の案内で見たような気がするんですけど、いずれにいたしましても、そのような交通事故、あるいは危険場所があるということを確認していただいて、この件は終わらせていただきます。

次に、道徳の指導案についてでございます。

道徳性の高い国となるように数学や英語も大切ですが、道徳を大切にしようと昨年4月から全ての小・中学生1万人に「私たちの道徳」という教材の配付をされました。

また、平成30年度から小・中学校の道徳の時間を、検定教科書を使う正式な教科化に格上げし、子供の人格の成長ぶりを評価する。中央教育審議会が文部科学省に出した答申である。現行は教科外活動で、各学校が創意工夫しつつ、環境や国際化などで横断的に学習する授業の総合的学習の時間で道徳の学習を取り入れていると理解しております。

私は、教育の原点は道徳、道徳の根源は親心、生活習慣の基礎基本は家庭であると、家庭が責任を持つと言っても過言ではないと思います。

今回の小・中学校の道徳の教科化に向けて、文部科学省が公表した学習指導要領改訂案には、徳目をあらわすキーワードが並ぶ。それ自体は大切な価値だが、私は国にとって望ましい人間像ばかりを強調されてはいかかなものかと思っております。

道徳科は、国を愛する態度をも子供に求める。多様な個性を育み、主体性を伸ばすということであれば、さまざまな議論があつてしかるべきだと思っております。学校や家庭での生の体験や情報から課題に気づき、考えを磨く営みが欠かせない。グローバル時代だ。既成の権威や価値観にとらわれない特性が問われると思います。道徳の評価は、現場は困惑、特別の教科に位置づけられると評価は避けて通れず、何をどう評価するかが大問題なのではないかと思っております。

道徳の指導案について、教育長の御見解を伺います。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずもって議員におかれましては、平成25年度の6月議会において充実した道徳教育について、そして平成25年9月議会では道徳教育の教科化について一般質問を賜りました。

そして、今回また道徳に関する一般質問をいただきました。いかに議員御自身が、道徳に対して深い造詣と強い関心を持っておられるかのあかしであつて、議員もおっしゃってみえるように、家庭の中でこそ道徳教育を行わなければならないとか、学校教育の中で道徳教育を一層充実させてほしいという熱い思いのあらわれであると実感しております。

さて、これは議員も参加されましたが、日曜日に行われたかいこ祭りのときの写真です。議員

は、昨日もこの議場にて北方町中学校が荒れていると言われましたが、先日の卒業式、大変落ちついた卒業式になったと思います。そのこともしっかりですが、このお祭りでは70名を超えるほどの中学生がみずから手を挙げて、ボランティアとして祭りの運営にかかわってくれました。北方町のために、そして町民の喜ぶ顔が見たいとの思いで、行事に進んで参加し、貢献しようとする姿は、まさに道徳的実践力を身につけた姿の一端ではないかと私は思っています。

この中学生が10年先、20年先の北方町の明るい未来をつくるのかと、そんなふうに思って、大変私自身爽やかな気持ちになりました。

さて、議員御指摘のとおり、テレビの報道及びマスコミの議論では、道徳の教科化という言葉が飛び交い、一つの関心事となっております。

道徳の時間をかなめとして、全教育活動を通して道徳教育を推進してきた自負のある本町及び本県の教職員にとっては、今さら何を言っているのかというような声が聞こえます。確かにいじめ問題への対応や、昨今の児童・生徒の実態を危惧して、豊かな心を育み、思いやりの心を育成するために道徳の教科化を打ち出した国の施策はよく理解できます。全国的な視野で考えたとき、道徳の時間を年間35時間実践している都道府県は、そんなに多くないとも聞いています。

しかし、本町は道徳教育を重点施策の一つとしておりますし、道徳教育の推進のために特別に予算もつけているほどです。本町では、このように学校の全教育活動で道徳教育を推進しており、道徳の教科化になっても決してぶれない指導観と、揺るがない実践と財産がございますので、戸惑うことなく移行できると思っております。

さらに、議員におかれましては、北方町地域ぐるみの道徳教育推進協議会のメンバーの一人でもあられます伊藤議員を初めとして、自治会関係、婦人会関係、そして民生委員、PTA関係、学校関係、それに各種団体の関係者、並びに行政関係者が一堂に会し、子供たちの道徳教育を推進するこの協議会は、ほかには余りない類を見ない北方町ならではの組織であり、北方町の財産であり、誇りだと私は思います。こうした協議会の場で、議員みずからがイニシアチブをとっていただき、学校、そして家庭、地域社会が一体となった道徳教育の推進の重要性を訴えていただき、町長も申しております人間都市北方町の実現に御尽力くださることをお願いしたいと思いません。

最後に、議員が懸念をしておられる道徳の時間の評価についてお答えします。

つい先週の3月5日まで、国はこのことについてパブリックコメントを求めていたところで、今後、具体的な道徳の評価のあり方についての方向が示されてくると思います。しかし、国も、道徳の時間の数値的な評価はしないと答えております。

子供の道徳性は千差万別であり、評価基準を位置づけることは極めて困難です。そこで、児童生徒の学習や生活の様子を記録し、その意欲や可能性をより引き出したり、励ましたり、勇気づけたりするような文章での記述式になると思われま。

しかし、この考え方も決して目新しいものではなく、これまでも子供の道徳ノートに教師が朱書きを入れたり、通知表の行動欄に道徳的価値に関する記述を書いたりなどして評価を位置

づけております。このように教育委員会としましても、文部科学省の方向を素早く察知し、先生方が戸惑うことなく、今後も道德教育の充実に向けて努めていけるようにしたいと思います。

どうか、これからも議員におかれましては、道德心のある人づくりへのお力添え、特に北方中学校に一層の愛情を注いでいただけることをお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 特別の教科が1、2、3、4、5というような評価はできないことは重々承知しております。

教育長が北方町中学校と言われました。私、家族、子供たち、みんな北中OBです。何かにつけて気になるのは、やはり母校がというようなことを絶えず思っております。今後も注視していきたいと思っております。

残念なことに、今は人格なき教育といえますか、岐阜県の不祥事が平成26年は10人ほどお見えになったね、教員の不祥事。その中で、結局逮捕されてみえる方が5人というような、そんな事態なんですね、岐阜県の。

そして、岐阜県は道德の推進県というようなことを聞いております。県の今の松川教育長は、現場の体験と、そういうようなことも重視されおりますが、本当にそれが道德につながるものかと、そのように思っております。

北方も、西小学校で、あの当時は後藤慶子さんという校長先生のときに、道德の推進何とかという会議をやられました。我々も、たまたま議会で参画させていただいておりましたので、その席もお伺いして、授業風景を見せていただいた、そのような経緯もあります。

そのように、北方町も長年道德に力を入れておられることは重々承知しておりますが、やはりこういう親さんの学歴が高い学歴になられた、そういう世の中であり、例えば現場の先生にいろんな注文もされるやろう。先生も大変だなあと、そのように個人的には思っております。いずれにいたしましても、子供さんはいろんなことを言われましても、やはり道德、道德と国会でも言われますけど、本当に国会議員がそんなに立派なのか、大人がそんなに立派なのかと、そのようなことをつくづく思っております。

そして、子供さんもやっぱり子供目線で、子供さんが、先生、真面目と本気は違うんだよと。子供たちは、目の前の大人が本気かどうかを見抜く恐ろしいほどの能力を持っている。教育委員を初め教育の場においても、本気の大人がどれだけいるのであるかと、お飾りは要らないよというようなのを何かの資料で見た気がします。そんなようなことも含めまして、やはりみんなこぞって、この前会議に出たとき、北方子は北方でというような標語もありましたけど、私は自分の子は家庭でというのが第一ではないかと、そのように思っております。

この世へ来て初めて、先生は親の肌、乳幼児になると、やっぱり目で覚える面があって、もう高学年になると耳で覚える。中学生は人間形成というふうに段階を踏んでいきます。やはり1歳から10歳までは子育てかと、10歳以上は人育てやないかと、私は個人的に思っています。そういう意味からも、やはり10歳までに家庭が中心に道德を教えるのではないかと、そのように思っ

おります。

以上をもちまして、もし教育長さん、再答弁があるようでしたら、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） ありがとうございます。

教員の資質向上につきましては、今後も一生懸命努めてまいりたいと思います。

伊藤議員がおっしゃった、子供は大人たちのしているように育つ、大人がまず見本を示さなければいけないとか、町長も申しております本気教育、教える側も本気やし、教わる側も本気やし、それを支える側も本気だと、そういった本気教育をまた来年度も一層推進していきたいと思いますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 過去には、室戸町長も議員の時代には、平成16年6月議会、あるいは平成18年の議会で、道徳、うそをつくな、盗むな、殺すなというような御質問を3回ほどされております。中学校の祝辞でもオリンパスの件も上げられて、そのようなことをされた記憶があります。やはり道徳には、物すごく関心のある町長さんでございます。今後、そのようなこともお酌みの上、よろしくお願いいたします。それでは、終わります。

○議長（立川良一君） 暫時休憩をします。午後は1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時31分

○議長（立川良一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

1問目は、名鉄揖斐線が廃線、この3月でちょうど10年となります。この10年間、北方町を取り巻く公共交通がどう変わっていったのかを検証しながら二、三質問をしていきたいなあというふうに思っています。

この地の公共交通の夜明けは、大正3年3月29日、岐北軽便鉄道忠節・北方間6.6キロで開業をしております。大正10年11月、美濃電気鉄道は、岐北軽便鉄道を吸収合併、北方線、後の揖斐線を継承した後に、黒野、揖斐、谷汲へと延伸し、県都岐阜と西美濃をつなぐ輸送の大動脈となり、都会の風、文化をこの地域に運んでくれました。人や物の流れを請け負って、北方町に多くの恩恵、繁栄をもたらしてくれましたが、昭和40年代後半からモーターリゼーションの影響を受け、乗降客は激減をしていきました。平成14年11月、名鉄は、揖斐線、市内線を含む県内4路線の廃線を表明。揖斐線存続の運動が市民レベルで広がりを見せ、大きな社会問題となりましたが、平成17年3月31日、沿線の人々から惜しまれながら一世紀近い長い歴史の幕をおろしました。こ

の廃線は、町の発展に大きな影響を与えると同時に、沿線住民の通勤、通学等のライフスタイルが根底から変わらざるを得なくなりました。

平成17年4月1日、揖斐線、市内線の代替交通としてバス路線大野・真正・北方線、政田忠節線、岐阜高専線、大野北高線など4路線が運用を始めました。運用開始後は、積み残し、車内の込み方が激しい、道路渋滞で大幅なおくれで定時制が保たれない、利用本数の減便、乗り継ぎの問題など利便性の悪化、路線がわかりにくく不安、駐輪場がない、雨天時、バス停に屋根がないため乗降が大変、乗降ステップが高いのでお年寄りには優しい乗り物になっていない、バス停の安全性並びに設置場所の問題など多数発生をしました。そのような問題を抱えて代替バスはスタートをしました。

それでは、今お配りをいたしました資料をもとに、少し平成17年の路線、本数、利用人数を比較しながらちょっと見ていきたいと思っています。

それでは、今お配りいたしました向かって左側ですね、これが名鉄の揖斐線がなくなる前の利用であります。北方町名鉄揖斐線がなくなる前には真正大縄場線、円鏡寺線、北方穂積線、この3本がありました。この3本で28万3,000人の方が利用されておったということです。

それから次、右へ行きますと、これが名鉄揖斐線が廃線以後、このように7本の路線であります。今申しました4番から7番ですね、政田忠節線、大野北高線、岐阜高専線、大野穂積線、この4本がふえたということでありまして。利用人員は76万5,000人という人数になってきておるわけでありまして。

それで、名鉄揖斐線があったころには、電車を利用する方が161万人見えました。それで、バスがまだ3本ありましたから、合計で189万3,000人の方が利用されておったんですが、この廃線以後、100万人ぐらいの方がどこかへ消えたんですね。いわゆる通勤を電車から車に変えたとか、それから通学は自転車に変えたとか、また学校、それから通勤先を変えたとかいうことで、100万人の方がこの電車がなくなって消えたという、大変ショッキングなデータになっております。

それで、次に高校生はどう変わったのかということですが、一番右の3段目、学校が4つ書いています。この地区、高専、本巣松陽、岐阜農林、第一高校ですね。これ、左側に揖斐線の利用者ですね。岐阜高専172人、バスは近々のデータであります109人、本巣松陽が78人に15人ということで、農林高校130人に60人、第一高校が117人に20人ということで、揖斐線を利用しておられた方が、500人近いのが半減以下の206人、マイナス291人ということになっております。

それで、各学校にいろいろ聞き取り調査させていただいたんですが、第一高校の場合、今、生徒が当時と比べると130人減ったということをおっしゃっています。8割が自転車通学で、交通事故が大変増加をしてきたというような指摘がありました。それからまた特筆すべきなことは、各務原市から第一高校へ通ってみえる方がゼロということですね。前は数十人通ってみえたんですが、今はバスにかわって、バス代が2倍、3倍近く上がったということで、今、各務原からの通学はゼロになったということです。

農林高校は840人通学してみえるんですが、岐阜市が300人、各務原22人、揖斐郡72人、樽見鉄道で12人、それからバスの60人ですから、大体1割ぐらいが公共交通を使って岐阜農林高校へ通ってみえるという話であります。

最後は本巣松陽高校なんですけど、ここは生徒が減ったということもあつたんですが、学校自体が特化をしてしまったと。今まで非常に広域的に本巣高校を選んで来ていただいた方が、もう95%が地元、いわゆる旧の本巣郡からの通学に変わってしまった。広域的な通学があつたのが、非常に地域限定型の高校になったというようなことは、やっぱりこの鉄道がなくなったという大きな影響が出ておるのではないかなと。高校の選択肢にこの鉄道というのは大きな影響を与えたんではないかなということになっています。

次に、北方町から岐阜市へどの程度通学、それから通勤ですね、これをちょっと見てみたいんですが、一番上、平成12年、北方町から岐阜市ですね、これは通学が347人、まだ電車が健在のところですね、電車があつたころ、347人。これが、平成17年間の国勢調査の調査ですね、秋の調査ですから廃線後なんですけど、289人、58人、北方、今、岐阜市へ通う方が減ってきております。逆にまた、岐阜市から北方町、これ、通学となるとほとんど農林高校だと思ふんですが、225人、114人、34%、岐阜市から北方へ通う子が減少しております。本巣市も大変ショッキングでありまして、通学が496人、214人減つたということですね。本巣市から岐阜市へ通学する人が。これも三十数%減少した。大野町もしかりですね、197人で34人ということになってきております。

それで、上から2段目の平成25年のバス路線、現在のバス路線なんですけど、1番から6番、モレラ忠節線まであるんですが、この廃線後、新しく出た路線がモレラ忠節線でありまして、モレラがリニューアルしてからかなり乗降客がふえておりまして、1車当たりも22人ということで、約30万人の方が利用する、大変ドル箱の、岐阜バスとしてはドル箱の路線になっておるのがモレラ忠節線ですね。これで平成25年度が117万7,000人という方が今乗っておられるということでもありますので、平成17年から比べると40万人ぐらいお客さんがふえたということになっております。揖斐線からの代替交通バスへの移動率が29.9%、大体鉄道が廃線になってバスにかわるのは20から25%としていますので、大体そのくらいの推移かなと思つています。高校4校の公共交通利用人員は大体移動率が41%、大体4割ぐらいの方が公共交通を使つていただいております。

それでは、今度は右のほうですね、下の右、4つ項目を書いておりますが、北方町から岐阜市は、平成17年、マイナス58だったんですが、何と何と通学が394人、揖斐線の廃線前の347よりもまだふえていまして、105人増加したということが出ております。本巣市は、まだ減少ぎみということでもあります。交通政策がうまくいっていないのではないかなあということが本巣市にとってはうかがえると思ついます。大野町は、何とか今微増という形になってきていまして、北方町に倣つて、いろいろアユカカードだとか、いろんな交通施策を今盛んに大野町もやっておられるということでありまして、こういった数字が近々の数字に出ておるのではないかなということになっておりますね。本当に本巣市はまだまだ大変ですよ。これだけ減つておるということになっておりま

す。

それで、今ちょっとデータを読ませていただきましたが、いずれにしても、本町はかつての数字において、揖斐線存続時の平成12年の水準を上回るものとなっています。廃線時の急落の底値から奇跡に近いV字回復をしております。全国で鉄道が相次いで廃線の憂き目に遭い、鉄道がない町がたどるのは代替バス路線の乗客減少、本数の減便、最後は路線の縮小、廃止、ひいては人や物の流れがとまり、やがて町が衰退していくという例がほとんどであります。本町のような例はほとんど全国にも余り例がないのではないかというふうに思っております。

揖斐線ショックから、使いやすく、わかりやすいバス路線をコンセプトに、矢継ぎ早の政策が町長のリーダーシップのもと、この10年間に立てられております。バスの駅バスターミナルの設置、新設バス停の設置、停留所の環境整備、駐輪所の設置、「アユカ」の導入、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドなどの導入、時刻表、バスマップの配布、わかりやすい路線に統廃合、穂積駅前乗車位置の変更、住民、事業者、行政らで組織する公共交通協議会の設置など、積極的な施策が見事に的を射たのではないかと思っております。それらが今回の10年間の検証ではっきりと証明されたのではないか、大変大きなまちづくりの仕事を執行部がされたのではないかと高い評価をするものであります。ただ、交通政策はとどまることなく、絶えず問題点を探求し、改善すべきものだと思っております。

平成20年3月の豊かで住みよいまちづくりを進めるためのアンケート調査で、町民のニーズが一番高い数値が見られたのがバス路線の充実で、北方町の将来像での姿が1位で、バス路線の整備された交通の便がよいまちが1位とされております。また、直近の都市計画マスタープランの調査においても、地震など災害と犯罪に強い安全・安心なまちに次いで2番目にランクをされております。これらのことから、公共交通機関の整備・充実を引き続き強く進めるべきと考えております。

そこで、質問をいたしたいと思えます。

6路線のうち、穂積線が他路線と比較して利用人員が大きく落ち込んでいます。利用促進の考えをお聞きしたいと思います。

次に、バスターミナルの送迎パーキングエリアについてであります。

バスターミナルの利用者が増加をしております。他市町からの利用も目立ってきており、設立当初のにぎわいのあるバスの駅に近づいておられるわけではありますが、最近、夕方、夜に迎えの車がターミナル近くの道路で待っておられる光景が目立ってきております。新庁舎も来春に竣工することとあります。路駐が多くなれば、バスの運行、庁舎への出入りに支障が出るのではないかと考えられます。送迎パーキングエリアの設置のお考えをお聞きいたします。

次に、さらなる利用促進の一つとして、公共交通並びにバスターミナルの認知度を町内外に高めることが必要と感じています。主要道路の北方町大型案内板、町施設、本庁舎、図書館、生涯学習センターきらりらで使用する封筒、施設案内、パンフなど、施設名と同時紹介の表示をすることの考えはありませんか、お聞きをします。

最後に、一昨年12月に農林高校のバス停が移設・新設をされました。北方町の東部玄関口にふさわしい近代的なバス停ができました。利用客は、バスターミナルに次いで町内2番目となり、1日平均130人を超すほどにふえております。農林高校生徒以外も北方東部地区や芝原など、北部の人も多数利用されるようになってきました。空きスペースに自転車が目立つようになってきました。利用促進につながると思いますので、駐輪場の整備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。1回目の質問を終わります。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 平成17年3月の名鉄揖斐線の廃線後、バス路線は本町において唯一の公共交通手段となり、その確保のため、北方バスターミナルの設置やアユカ助成など、さまざまな施策を実施してまいりました。まだまだ十分とは言えませんが、他市町では利用者低迷により存続が危ぶまれる事例も多い中、本町においては着実に増加傾向にあります。これは、議員を初め、関係各位の御理解と御協力があった結果であると思います。まずもってお礼申し上げます。

さて、4点の公共交通政策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、大野穂積線の利用促進についてのお答えをします。

議員御指摘のとおり、大野穂積線の利用者は、他路線と比較しましても大変少ない状況にあります。現在、県と市町の補助金により赤字を補填することで路線を維持しており、当町も毎年500万円程度の負担をしております。

利用者が伸び悩む理由としましては、JR岐阜駅へ出る路線のほうが運行時間が長いものの、運賃が安く、便数が多いことなどが考えられます。

しかし、平成25年4月から穂積駅発大野バスセンターへの最終便を増便した結果、平成24年度から平成25年度の大野穂積線の利用者数は、約1.33倍となる9,000人ほどの増加をしております。このことは、バスの利便性が向上することにより潜在的な利用者増を見込むことができるということを示していると考えられます。

交通政策の推進は、若年人口の減少や高齢化が進む中、今後のまちの発展のためには必要不可欠と考えております。特に大野穂積線は、通勤、通学者が最短でJRに乗り継ぎができる路線であるため、利用促進を図っていきたいと考えており、今年度から公共交通協議会の中に小部会を設置していただき、北方バスターミナルを軸とした公共交通の利用促進策について協議をしているところであります。

小部会では、大野穂積線利用者への定期券購入にかかる費用助成、便数の拡充、町を縦断して芝原から高屋を経由して穂積駅へつながる路線の新設、自主運行バスの実証実験や他市町と連携をとることも視野に入れ、利用促進策の研究を進めております。

また、今後策定予定の北方町総合戦略においても、公共交通の推進は最重要事項であると考えております。

公共交通に関しては、さきに町長からも答弁いたしましたとおり、総合戦略有識者懇談会のテーマの一つとして今後の利用促進策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

いします。

次に、バスターミナルへの送迎パーキングエリアの設置の考えについてお答えいたします。

現在のところ、バスターミナル付近に適切な場所がないこともあり、パーキングエリアの整備をすることは考えておりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、夜間の迎えの自家用車が路上やバス旋回所付近に駐車することはバス運行の妨げになりますので、今のところは現庁舎の駐車場を利用していただくことを考えており、バスターミナル内にポスターを掲示するなどして広く周知、案内をしてまいりたいと考えております。

次に、北方バスターミナル並びに公共交通の認知度を高める考えについては、さきに申しあげました公共交通小委員会においても議論をさせていただいており、北方バスターミナルの認知度を上げて、利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。今後作成する新庁舎のパンフレットはもちろん、各施設の案内地図、案内看板等には北方バスターミナルの位置を掲載し、その存在を町内外に発信し、利便性の高い施設である北方バスターミナルの周知活動を進めてまいりたいと考えております。

最後に、岐阜農林高校北バス停への駐輪場設置の考えについてですが、過日、このバス停の現状を確認しましたところ、バスの待合所の近くに自転車が数台とめられておりました。

このバス停は、北方バスターミナルに次いで2番目に多い、1日130人程度利用しているというデータが得られております。その多くは、岐阜農林高校に通学をする生徒であると考えられますが、朝日町、芝原方面にお住まいの方が利用するには便利な最寄りのバス停の一つでもあります。しかし、正確な自転車利用者のニーズは把握しかねておりますし、今のところ地域からの設置要望もなく、仮に駐輪場を設置する場合には歩道内に設置することとなり、国道でありますので県の許可が必要となることや、相応の費用も必要となってまいりますので、今後の利用状況と公共交通に関するアンケート結果等によるニーズを踏まえて設置の必要性について検討したいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今、大野穂積線の利用促進など、4点ぐらいお伺いしたわけですが、ちょっと2点ぐらい再質問したいなあと思っています。大野穂積線とバスターミナルの送迎パーキングエリアについてのお話でございます。

まず大野穂積線ですが、現在、北方町から名古屋方面への通学、通勤、どの程度あるのか、まずお聞きをしたいと思います。

次に、来年度、本町の公共交通への利用促進の取り組みに「アユカ」など、大変厚い支援になっておるわけで、大変ありがたいと思っておりますけど、その中で大野穂積線が600万ほどですか、それから樽見鉄道も200万ほどとなっております、鉄道とバスを簡単に比較をしちゃうというのは乱暴かもわかりませんが、ちょっと資料を持ってきましたので、お伝えしたいと思います。

まず大野穂積線、営業キロ数が15.5キロ、樽見線が35.3キロですね。それで、バスが1日18本、樽見線が1日40本ということになっています。1日当たりの乗車人員は、穂積線が、先ほどもふ

えたとおっしゃいましたが、百四、五人ということでありまして、樽見鉄道が1日1,770人、ざっと計算しますと16分の1という形になっておるんですが、それよりも今の財政支援が県と市町、全部入れて二千二百九十二、三万ということになっておったと思いますが、樽見の場合は全部合わせて9,500万ということなんですね。

それで、この財政支援を利用者割でしたら、一体どのくらいお1人に支援しておるんだよということを見ましたら、この穂積線、1人頭578円、樽見線が1人頭147円。いつも赤字で、存廃どうのこうのと言われておるんですけど、まだ147円ですね。大体4倍ぐらい、今、大野穂積線に負担をしておるといのがデータでしっかり出ております。

まちづくりに採算を求めるべきではないと私は思います。ただやみくもに、赤字だよ、何とか支援せないかんよと、生きていけんよというようなことではなくて、少しでも多くの人に利用していただいたら、この500円が300円になり、200円になるんですよ。そういうような抜本的な改革をしていかないと、これ僕、多分三、四回ぐらいやっているかと思いますが、この大野穂積線については、全然変わっていないんですよ。だから、本当に思い切ったことをしないと、これ、できないと思うんですよ。

それで、今ざうっと調べましたら、この大野穂積線の経常損益が2,229万になっていますね。この分を県と2市2町が今支援しているわけですが、経常費用が3,385万円になっていますね。これを営業キロ数で割ると、キロ当たり運行経費359円、バス会社、公共交通、こういう運行経費を必ず出すんですが、路線によってキロで割るんですけど、359円、キロ当たり、この大野穂積線が。

それで、私、ちょっと持っているのが、これ、岐阜市のコミバス、ちょっと入手しましたけど、例えば日タクとか、岐阜乗合さん、岐阜市でもコミバス、いろいろやってみるんですよ。これを見ると、264円ね。ほぼ運行経費が264円、270円、280円、結構200円台は多いんですよ、コミバス形式でやると。当然あんな大型バスを使っていませんから、運行経費が非常に安くなっておるんですね。

それで、この大野穂積線に、例えばこの280円あたり、先ほどの運行経費を当てはめると、何と何と運行経費が2,363万円なんですよ。経常損益が1,207万となり、現在、県、2市2町が補助している金額よりか1,000万円ほど減額できるんですよ、この数字で当てはめると。今言ったコミバス方式にするとそういうことになるんですけど、その辺でまたお尋ねをしたいんですが、その1点、こういった方式をすると、こんな安くできますよというようなことがあるんで、この辺を一遍答弁していただきたいことと、それとバスターミナル、平成22年度開業が8万210人となっていました、近々の平成25年、26年の利用者をお聞きしたいと思います。以上2点、お願いします。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） まず大野穂積線の名古屋等への通勤の人数がわからないかということなんです、実際のところ、正確な人数というのはつかんでおりません。ということで、どのく

らのニーズがあるかということが、正直なところわかっていません。

そういう中で、ちょっと先ほどの答弁の中にもお話をさせていただいていますように、これから行います総合戦略の中の住民へのアンケート中でこの公共交通について、特に大野穂積線について一度手厚く聞きながら、利用者の動向というものが、ニーズがあるのかどうかというところもうまく聞いていかなきゃなあということで今検討をしているところでございます。

そういう中で、先ほどもちょっと答弁をさせていただいたんですが、コミュニティーバスではどうかというお話があると思うんですけども、この付近につきましても、自主運行バス、北方町が独自に芝原から高屋を通って穂積へ行く路線ができないかと。コミュニティーバスになるかどうかわかりませんが、コミュニティーバスの検討をするということと、自主運行実証実験ですね、そういうものの実証実験をまずはできないかなというところをアンケートをとった結果を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

それからもう1点、北方バスターミナルの利用者数でございますけれども、平成22年、開始後1年目が8万210人でしたね、先ほど言うていただきました。平成25年度につきましては10万3,126人、平成26年度につきましては10万8,204人ということで、22年度の供用開始をしてから26年度までに約35%の利用者増が図られているということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 国勢調査で、これ、愛知県、名古屋へ通勤、通学というのはデータがあるんじゃないですかね、今ないと言われましたけど。わかりませんか。わかりませんね、あるんですけどね。よろしいですわ。

それでは、続いて再質問したいんですが、なかなかこの問題は進んでいかないですね、大野穂積線ね。本当にこれではいかんと思うんですよね。今、大野バスセンターから穂積駅へ向かうのがたしか460円だったと思います。それで、岐阜駅へ大野バスセンターから行くのが510円、50円違うだけなんですよね、わずか。その辺が乗らない理由というのものもあるかもわかりません。

一方、岐阜バス、北方バスターミナルから穂積駅が340円、それで岐阜駅が410円と、70円違うだけですね。ですから、岐阜方面へ向かう運賃が大変割高である。そして、便数が少ないということから利用者が伸びてきていないというようなことだと思うんですよ。

それで、ここでちょっと提案させていただくんですが、この路線について、思い切って料金を北方から穂積駅、ワンコイン100円、大野町から150円、こういう料金設定をすると、私の試算でいくと、かなりいい数字になるんですよね。

例えば、今年度の収入は今390円なんですよ、大野町から穂積駅へ行くやつ。北方から穂積へ行くのを入れると、平均単価は390円というデータがあるんですけど、これを100円の運賃にすると、収入が3分の1強減るんですよね。わずか385万円になってしまうんです、100円ぐらいにすると。そうすると、コミバス方式の年間運行経費、先ほど申しました2,363万円、先ほども何回も言っていますけど、2,360万で試算をすると、赤字額は1,980万円。現在の補助額よりも249万

円少なくて100円バスの運行ができるんですよ、これ。こういった思い切ったことをしないと、利用客もふえないんじゃないかなと思っています。

それから、こういったものにすれば、例えば利用者がふえるというようなことも実際よそでは行われています。ちょっと紹介しますと、京丹後市、京都府で6万2,723人の人口を持った京都府の北部のまちなんですが、ここはこのままほかっていくと、1億円ぐらいの財政出動をしないとやりくりできないというバス会社を、今まで運賃が890円、1,150円を上限200円のバスにしたら、何と何とお客さんが2倍にふえたと。それで、今、行政からこちらのほうに支援しているお金もかなり減ったというデータが出ております。それから金沢市、いよいよ新幹線が走りますが、この金沢市で、金沢大学と、バストリガー方式という方式があるんですが、トリガー方式というのはピストルの引き金のところなんですが、これをやると引き金になってお客さんもふえるというようなことからトリガー方式ということをするんですが、ここは何と4倍にふえたんですね、100円バスにしてから。こういう例もあります。

例えば、これ4倍になったら本当にあれですよ、負担がほとんどなくなるような金額になると思いますので、こういった実例もありますので、ぜひひとつ、こういった思い切ったことをぜひやっていただきたいと思います。このままずるずる行っておてもしょうがないと思うんで、思い切ったことをひとつお願いしたいと思います。

それと、先日ちょっと高専でお話をしていましたが、おもしろいデータをもらいました、高専の先生から。実は穂積駅から高専へ通ってみえる方が、いわゆる自転車ですよ、100人超えておるんですよ。これは意外でしたね。雨の日も風の日も自転車で通ってみえるんですが、仮にこれが100円で運行されるということになったら、多分これは相当な掘り起こしにつながってくるんじゃないかなあということを思っています。だから、潜在的にそういう方が結構お見えになると思うんで、ぜひこれ思い切ったことを、せっかく交通協議会もありますし、沿線市町の協議会もありますんで、ぜひ提案して、お願いしたいなあというふうに思っています。

それともう1点、昨年12月に、本巣市議会の定例会の一般質問で、公共交通機関の利用促進施策の質問に対して、市側は穂積や北方町と連携して、穂積駅直通バスの共同運行の検討をしたいという話が新聞のほうにちらっと出ていましたが、何らかの形でこの共同運行についてのアクションなり、お話があったのかどうか聞いておきます。以上、再々質問、その2点かな、お答えください。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林 賢二君） 料金を下げるなど思い切った施策をという、まず1点の御提案でございますけれども、それも含めてなんですが、例えば、先ほど私どもが検討すると申しました定期券の補助券、これについても通学・通勤の子が穂積線に乗ったら定期券の補助をしてあげようということも検討しておるんですけれども、これはやはり定住促進という中では、北方町に住んだら、穂積へ行くのにそういう定期券の補助してもらえるとということになると、やっぱりそこで住もうかということになりますね。

こういうことで、定住政策の一環というか、総合戦略の一環としてもそういうものも考えています。ただ、これがいいのかということもわかっていませんので、今言われるような料金の部分、こういう部分についても検討していかなければならないなあと思っています。

それから、穂積駅からの利用者、私も少し高専の先生からお話を聞いたことがあるんですが、自転車で通っておるという話で、そんなにいるんですねという話をしておったんですが、ただこの辺は、先ほどの試算の中にもあるんですが、便数がかかなり少ないですから、利用者がうまく、高専の生徒がそれにマッチングできるかということがありますので、やはり便数もふやさなければなりません。そうすると、今度は運行経費がかかってまいりますので、そういうことをいろいろと総合的に判断しながら、また自主運行等も考えながら、本当に一生懸命これをやらないと、今言われるように、北方町の総合戦略、人口減少の対応の一つですから、考えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

もう1点、本巢市、新聞のほうでそういう報道がございましたので、早速その話は寝耳に水で、聞いておりませんでしたので、担当課長とお話をしましたけれども、本巢市もやはり穂積に向かうバスというのは推進したいというふうなお話は聞けましたが、協議についてはこれからやっていきたいと思いますという段階で、今のところアクションというものはございません。今後、本巢市だけでなく、大野町、瑞穂市と含めて、この穂積線について、また推進策を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 引き続き沿線市町でしっかりスクラムを組んでいただいて、ぜひいい路線に、皆さんが便利で乗りやすい、そういったバス路線にぜひお願ひをしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きたいと思ひます。

全国の認知症の人は、厚生労働省の推計で2012年に462万人に、10年後の2025年には最大で730万人に上り、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症高齢者になると試算をしております。国はこの推計値を踏まえ、認知症施策を総合的に進めるための国家戦略を決定しております。国家戦略は適切な医療・介護の提供、認知症の人やその家族の視点の重視、介護者への支援などで構成され、認知症になっても生きがいを持って暮らせるよう就労への支援、ボランティア活動など、社会参加の支援強化、認知症サポーターの養成、地域での見守り体制の整備を図るとしております。

さて、認知症が原因で徘徊をし、行方不明となり、警察に捜索願が出された人は2012年に9,607人、2013年、1万322人と前年比715人の増加となっております。都道府県別で見ますと、大阪府が2,124人、兵庫県が1,308人、愛知県が811人、岐阜県は上位7番目に多く、280人を数えております。行方不明者の早期発見に向けての関係機関の懸命な捜索にかかわらず、388人が死亡、151人が現在も行方不明となっております。また、警察に保護されたものの、住所や名前などの身元がわからない人も十数人に及ぶものと発表をしております。

群馬県館林市では、7年間も身元がわからず、判明したときは認知症が進み、残念ながら呼びかけにも反応がなかったとメディアが報じております。

身元不明者が続出している問題で、警察庁は身元確認照会など、対応の見直しや自治体との連携強化を求める通達を関係機関に出しました。

また、2007年12月、愛知県大府市で、徘徊症状がある認知症の男性（当時91歳）が電車にはねられ、死亡した事故をめぐり、JR東海が男性の遺族に損害賠償を求めた訴訟の控訴審が昨年、名古屋高裁で、妻に民法上の監督義務があったと認定、家族の妻のみに360万円の支払いを命じております。平成17年から昨年までの8年間、認知症の徘徊で起きた鉄道事故は、少なくとも76件に上り、64人が亡くなっております。

こういった不測の事態を未然に防ぐには、スピードを持った支援力が求められます。認知症の人の保護について、家族だけに責任を負わせるのではなく、地域で見守る体制を築くことが必要と強く考えておりますが、このあたりの、町としての考えをお聞きしたいと思います。1回目を終わります。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） それでは、安藤議員の認知症の人やその家族への視点と地域での見守りという御質問にお答えさせていただきます。

現在、高齢者の約4人に1人が認知症の人またはその予備群と言われております。また、御質問にあるとおり、平成37年には最大で700万人を超える人が認知症になると試算されております。このため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりにむけて～」が策定されたところです。

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには地域によるさりげない見守りが大切で、認知症による徘徊の可能性のある高齢者については、安全確認や行方不明等の早期発見、保護のため、家族の方、役場福祉健康課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署、民生委員、自治会等が情報を共有し、連携しながら声かけや見守りを行っていくことが重要なことと考えます。また、地域の住民が認知症についての正しい知識や接し方についての理解を深めることも重要なことと考えます。

来年度は、地域包括支援センターを中心にして、認知症サポーター養成講座を町内5カ所で開催します。学校教育の場においては、認知症の人を含む高齢者への知識の普及を行い、将来の見守りの担い手としての基盤づくりを図っていきたいと考えています。

今や認知症は一般的な病気であり、初期の段階で医療と介護との連携のもと、認知症の疑いのある人やその家族に対して戸別の訪問を行い、認知症を早期発見、診断し、早期に適切な医療・介護等が行われるよう認知症初期集中支援チームの設置に努めてまいります。

認知症は、初期の段階では必ずしも介護が必要な状態でなく、認知症の方と家族の方がともに

よりよく生きていく環境整備が必要です。

認知症の人とその家族を地域で支える場として、来年度から認知症カフェを開催します。認知症の人、その家族や介護者、医療・介護の専門職に加え、地域住民が気軽に集い、自由に過ごす中で交流し、認知症に対する認識を深め、情報を共有することとともに、介護する家族が同じ思いを持った人と出会い、悩みや思いを話せる仲間づくりができ、関係機関や地域住民が支援する場所となることを期待しています。モデル地区を設定し、下半期からの開催を予定していますので、今後とも御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今、年間で北方町の防災無線で、町外の依頼も含めて、町内外の方で行方不明、そういった放送というか、依頼というか、そういったものは年間で何件くらいあるんですか、お聞かせください。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 今お尋ねの防災行政無線を使った行方不明者の放送につきましては、行方不明になったから探してくださいという放送と、見つかりました。御協力ありがとうございましたという放送を含めまして、18件、その中の人数につきましては11人の方で、そのうち北方町内の方はお2人でした。

また、皆さん、11人については無事発見されたということです。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今は行方不明の放送だけでなんですよ。放送以外はつかめんわね。どのくらい家族で捜したとか、そういう警察まで行かんとか、そういうのは数はわかっていないですよ。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 一応、これ警察から聞いた資料ですが、放送に至らなかった件数については3人見えます。放送前に恐らく発見されたものかと思います。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○5番（安藤浩孝君） 今、お2人とか3人とかいうことで、町外を含めると結構20人近く、18回かな、あるということなんです。認知症になっても安心して暮らすことができるまちを目指していくには、やっぱり行政、地域の住民の連携が必要だというふうに思っています。幾ら家族が気をつけていても、徘徊を100%完全に防ぐことはできないわけで、徘徊していても安心な、安全なまちづくりが求められておるのではないかなというふうに思っています。

それで、認知症に関する地域の支援力向上をするために、認知症による徘徊行動を想定した高齢者の搜索模擬訓練が今各地で行われています。

きょう、これを持ってきましたけど、これは愛知県の岩倉で、非常に詳しく訓練の内容が、何時にどこどこで、そういう徘徊の役の人がどういう方で、人相がこういう方で、それで皆さんが声かけをしたりとか、徘徊高齢者の特徴というんですか、こういう方が多いというようなことも

地域の皆さんにわかっていただくようなことが、こういった訓練が行われています。

美濃加茂も最近あったということなのですが、こういったようなことで、高齢者との対応というか、そういう配慮というか、心遣い、そういったことも学ぶ機会になるのではないかというふうに思っておりますので、一遍そういったようなこともぜひ検討をまたしていただきたいなというのを思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 次に、日比玲子君。

○10番（日比玲子君） では、一問一答方式でお願いをしたいと思います。

まず北方町の公園についてであります。北方町には公園と言われるものは32カ所、そのうち都市環境農政課が管轄する公園は18カ所、その他の公園、例えばタベが池公園とか、そういうのが5カ所、教育委員会直轄の地区の子ども遊園は9カ所あります。

室戸町政は、公園都市を題目として掲げています。では、公園は今どうなっているのでしょうか。

ほとんどの公園遊具は従来どおりブランコ、滑り台などが定番となっています。町の、今配ってもらったんですが、人口ピラミッドと公園の一覧表を渡してもらっていますけれども、今まで人口というのはピラミッド型と、普通、私たちは言われていたんですけれども、今、町のこれを見ると、ピラミッドではないような形になっていますが、現在では65歳付近と43歳付近に膨らみがある縄のような形状となっています。北方町でも少子・高齢化を免れることはできないと思います。かつては公園で遊んでいた子供たちも、今では数も少なく、また塾や部活動に参加する子供も多く、昼間にはほとんど人の姿が見られません。わずかに幼児を連れてお母さんが二、三人見られる程度です。これは、私は各公園を見回ってみて、こういうものを感じました。

日本は60歳定年制から年金支給開始がおくらされることに伴い、65歳まで働く人がふえています。しかし、65歳以上の町民は、この北方町のピラミッドによりますと3,659人に上り、町の高齢化率は20%を超え、今後もふえ続けると思われま。

公園の利用を考えたとき、今後こうした高齢者の利用を視野に入れた整備が求められています。そこで町の公園を見てみると、高齢者に対してはわずかに石仏公園に高齢者向けの施設があるわけですが、1つが背伸ばしのベンチ、2番目が上体のひねり、それから3番目にぶら下がり、4番目にパラレルバー、腕とか、肩とか、腹筋の強化などの高齢者向けの遊具が設置されていますが、他の公園ではほとんど見かけません。高齢者の公園利用を促進することは、同時に子供と高齢者のコミュニケーションを促進する効果も得られ、子育て支援や高齢者の安らぎの一助になると思います。また、人が集まれば会話が生じ、和やかな関係が生まれます。そうしたつながりが生まれれば、また行ってみたいと思うようになり、公園の利用促進にもつながります。

そこで問題ですが、1つは、体力の促進につながる高齢者向け遊具の設置を考えていただきたい。2番目に、あずまやや藤棚などの木陰とベンチを設け、会話や休憩の場を設置してはどうか。

あるところもありますが、せっかく設置した遊具や設備が利用されないと無駄になると思いま

す。こうした施策を行う場合は、地域の高齢者の要望を聞き計画すること。同時に、高齢化率の高い地域の公園から優先して位置づけるようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員お尋ねの町の公園についてお答えいたします。

まず現状ではございますが、都市公園につきましては、公園都市ということでリニューアル工事を数カ所で大分前から行っております。それに伴いまして、今はブランコ、滑り台という定番の遊具から、総合遊具という形で遊具の種類を変えて利用していただいているとは思いますが。

議員おっしゃられるように、日中の学校のある時間については、総合遊具等の利用状況が小学校へ行っているということで少ないわけなんですけど、夕方等、公園のほうを見回りますと、ある公園ではたくさんの子供たちが総合遊具を利用して遊んでいるのが現状でありますので、よろしくをお願いします。

まず1点目でございますが、高齢者向けの遊具の設置について、議員の御指摘のとおり、平成25年に、以前より要望のありました健康遊具を石仏公園に設置をしました。しかしながら、一部からは、余り利用状況が芳しくないとの声も聞こえてまいりますので、その他の公園の設置については、今後の利用状況やニーズ調査を行いながら検討してまいりたいと思います。

2点目のあずまや、藤棚などの日陰の設置についてでございますが、町内には近隣公園等大きな公園があるわけなんですけど、そちらのほうにはあずまやなど設置をして、皆様に御利用いただいております。その他の小規模な街区公園につきましてはベンチのみのところもありますので、小規模な公園にあずまやとか藤棚を設置することによりまして、オープンスペースの縮小にもつながりますので、そうした公園は、今後樹木などの木陰になるところにベンチを設置したり、移動するなどしまして、会話や休憩の場所を確保したいと考えております。

具体的な場所を提案していただければ、現地調査をしまして、検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけど、町の公園の高齢者向けの遊具については、確かに石仏公園、私たちから見れば、若い人が多いんじゃないかなというような気がするんですけど、やっぱり北方・多度線といいますか、町道のところから北のほうですね、そこにやっぱりニーズがあればつくるということでいいんですかね、多いと思いますので。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） ニーズが当然あれば、今後設置をしていきますが、その辺も自治会等のお話を伺いながら、使っていただける遊具の設置ということで考えてまいりたいと思います。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） では、よろしくをお願いします。

次は、町の防災についてでございますが、町の防災会議が長いこと開かれていなかったわけです。

けれども、ようやく阪神大震災とか、そして東日本大震災を受けて、こちよっと県も力を入れていきますので、一生懸命やるようになりました。

それで、北方町の防災会議が開かれて、防災計画というのをもう3冊いただいたんですけども、とても分厚い冊子であって、災害が起きたときに、町・県・国の仕事がそれぞれまとめられていて、うまくまとめられていると感心をいたしました。

では、北方町というところはどういうところなのか、私なりにひも解いてみたいと思います。

北方町は濃尾平野の北部に位置し、東西1.85キロメートル、南北へ4.2キロメートルの面積はわずか5.17平方キロのまちであります。この地は昔、根尾川の氾濫により堆積した砂れき、粘土で沖積層に覆われていると言われ、地震には弱い地層になっていると言われています。河川は、糸貫川、天王川、長谷川と、ほかに小河川や用排水路などがあります。

雨量は7から9月期に多く、年間降雨量は2,000ミリ程度で、南東の季節風が吹き、冬は北西の伊吹おろしが吹くと言われています。こうした自然条件に加え、商店街は東西方向に家並みが連なっています。

東日本大震災以降、日本は地震、火山噴火の活動期に入ったと言われています。マグニチュード5以上の地震は、2009年に4回、2010年に5回であったものが、2011年の3月11日以降、実に89回起こっていると言われています。また、多くの方が亡くなった御嶽山の噴火や桜島の噴火なども多く発生するようになっています。

過去の災害を見ると、1891年に濃尾地震が起こり、この北方町というところは大変な被害を受けました。被害の実態は、町史や、あるいは100年記念道路脇に設置されたプレートに示されています。

町は、根尾谷の扇状地の端に位置するため、北のほうはれき層、南に下がるにしたがって砂層という堆積物の粒の大きさは細かくなっています。東南海地震の想定震度は震度6弱ですが、南に下がるほど液状化の心配があります。

濃尾地震で岐阜市に入った新聞記者が送った第一報の電報は、「ギフナクナル」という電報がありました。岐阜市は、地震と地震による大火によって何も無い状態になりました。幸い北方町では火事を防ぐことができました。当時は住民同士の関係が今よりも濃密で、お互いが助け合い、協力し合って人命救助や消火が行われたのだろうと推測されます。しかし、阪神淡路大震災で見られたように、地震時には火事が同時に多発をし、また倒壊した建物が道を塞ぎ、消防車が入れず、火が燃え広がります。北方町でも家並みが連なる商店街は、地震時の火災が大火となるのではと大変心配をしております。

20年前の阪神大震災後から防災士というのが位置づけられました。それが地域の防災にとって大切だと思われたのです。この地震直後は16万4,000人が瓦れきの下敷きになり、8割が自力で脱出したが、約3万5,000人が生き埋めになりました。そのうち、住民同士の助け合いにより救出された人は2万7,000人で、8割が生存した方々でした。その後、警察、消防、自衛隊により救出された方は約8,000人ですが、そのうちの約半数の方が亡くなったとのこと。早期に救

出が行われるほど人命が助かる確率が高くなると言われています。

2011年3月に東日本大震災が起き、そこで今までにはなかった新たな地震による災害を経験いたしました。福島第一原発で苛酷事故が起こり、4年たった今も原子炉には人間が近づくことができず、原因が究明できないばかりか、自分の家に帰ることすら許されない方々がたくさんおられます。

平成24年に岐阜県が公表した敦賀原発の事故を想定した放射性物質拡散シミュレーション結果では、最悪の場合、北方町は沈着した放射性物質による外部被曝が年間20から100ミリシーベルトと予想されています。これは一番濃いときですね。チェルノブイリ原発事故では、外部被曝は年5ミリシーベルト、日本の基準は大体20ミリシーベルトと言われていますが、このチェルノブイリは5ミリシーベルトで強制移住の基準になっていたそうです。

防災に関して、次のことをお尋ねいたします。

1つは、防災士の育成についてはどのように考えておられるのか。2番目に、原発・放射能、一体放射能というのはどういうものがあるのか。何億年もかかるような半減期を過ぎて、そしてゼロになるまでにすごい時間がかかるわけですが、そうしたことを、確かに怖いかもしれないけど、教えていくことも大事ではないかと思っておりますので、放射能の住民への啓発について、どう考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） それでは、議員御質問の防災士の育成についてお答えしたいと思います。

議員御案内のとおり、防災士とは、自助・共助・協働を原則として社会のさまざまな場で防災力を高める活動を実施するため、十分な意識と一定の知識、技能を修得したことを日本防災士機構が認証した方々のことでもあります。

防災士に期待される役割としましては、大規模災害が発生した場合に、各家庭はもとより、地域や職場内における生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう、被災現場で支援活動を行うほか、平時においては防災に関する専門的知識を活用して、より住民に近い立場から防災・減災における普及啓発活動を行うことなどがあります。

御質問にもあるとおり、防災・減災の基本は、自助7割、共助2割と言われます。つまり、日ごろからの自身による対策と御近所同士のおつき合いが必要不可欠です。そのため、当町においては、住民みずからで防災訓練をつくり上げることを通して防災意識の向上と自主防災組織を中心とした地域防災の推進を図るため、岐阜大学の高木朗義先生の御協力のもと、自主防災訓練づくり支援事業に取り組んでいるところです。また、町のホームページや広報紙への継続的な掲載のほか、年度当初の住民対話集会においては、防災ハンドブックを用いた防災講話を各会場で開催するなど取り組んでまいりました。

今後も認証された防災士であるか否かに関係なく、地域をよく知る方が地域の防災リーダーとして御活躍いただきたいと考えており、新年度以降も継続的に自助・共助を中心とした防災意識

の向上とともに防災リーダーの育成に取り組んでまいりますので、御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、原発放射能の住民への啓発についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、放射性セシウムによる外部被曝については、平成22年7月6日の気象条件の場合、県の放射性物質拡散シミュレーションによると、当町のみならず、近隣市町及び西濃圏域において、年間20ミリシーベルト以上の実効線量が出現するとの結果が出ました。年間実効線量20ミリシーベルト以上という値は、福島第一原子力発電所事故において、計画的避難区域の設定に際し目安とした基準値であり、防護措置としてはおおむね1カ月の間に避難することとなっております。しかし、この20ミリシーベルトの実効線量による被害を目視することはできません。平時と何ら変わらない状況にあっても、モニタリングの数値によって屋内退避及び避難といった対応を強いられることとなります。これが原子力災害の大きな課題であると考えております。

発災時に速やかに対応するためには、平時からの啓発が最も有効であると考えており、平成25年9月に改定した北方町防災ハンドブックにおいても、原子力災害について記載したところがあります。東日本大震災から4年が経過し、当時と比べ、原子力災害に関する意識が低下していると思われるため、広報「きたがた」の防災コーナーなどを活用しながら原子力災害に関する啓発活動を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけれども、防災士そのものをつくらないで、地域で防災力を高めてほしいということでもいいんですかね。私は、社協に行って、その社協の職員が2人、2日間行って1万1,000円かかるということで、とても興味ある本だったので、全部読みましたけど、この防災士については、本当に、確かに地域でやるけれども、地域の人でもいろんな人がいるわけですよ。モラルの問題とか、いろんなことが言われていますけど、やっぱりこういう形で自警団とか町の職員を防災士の免許というか、そういうふうにやっていくことはとても大事ではないかと思えます。

今までずっと北方の議会を見ていると、議会というか、幹部職員を見ておると、北方は南海トラフもないし、それほどというような感じを受けるんですけども、今度防災課なんかもできて、ちょっと気を入れているような感じも受けるんですけども、本当にそういう感じを受けるので、やっぱり南海トラフは6弱か、そんなもんだけど、さっき言いましたように、商店街の火事、それから南のほうの液状化とか、あるいはこの間も乗用車の事故があった、あれが上がってきたりして大変な状況になると思いますので、やっぱりそういう形で防災士の訓練といいますか、こういう、たった2日間ですで行かせてほしいと思いますけど、本当に春夏秋冬ですか、四季になって、それで働いているところが、朝とか、もういつ起こるかわからないこういうことに対してどうするのかというのは、確かに自分自身の問題だと思えるんですけども、ぜひ防災士を育成して、やっぱり北方町もやる気あるんやというようなところを見せてほしいと思いますけど、どうですか。

○議長（立川良一君） 後藤防災担当課長。

○庁舎建設・防災担当課長（後藤 博君） 決して防災士という資格を否定しておるわけではございませんか、防災士というよりも、防災の核となる方を私どもは育成していきたいと考えております。

ちなみに県のほうでも、住民の方、また我々自治体の職員向けに岐阜県総合防災リーダー育成講座というのを昨年から開催しております。こちらについては、3回受講することによって防災士の認証の試験を受けることができる講座として認められておるものですが、これを受けると1万1,000円程度で防災士として認証を受けることができる格好になっておるんですけども、この防災リーダー養成講座の先生で来ていただいているのが、自主防災訓練で御指導いただいています岐阜大学の高木朗義先生がこの防災リーダー養成講座でも講師を務められています。

私どもも防災士になるかどうかではなく、防災の知識を高めていけるように日々努力をしておりますので、その点、御理解いただきたいなあと考えております。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、3番目ですが、耐震調査についてであります、基準法が1981年に改正されて、その以前は旧耐震、それ以後は新耐震となっています。基準法が変わったのは、阪神大震災の影響からこういうことになったんですけども、阪神大震災の教訓から、倒壊した住宅の多くはこの旧耐震基準で建てられた住宅で、特に耐震補強を必要とすると言われていたわけであり、また、新耐震基準で建てられた住宅であっても、既に35年たったものもあり、劣化が進み、現在でもその耐震性能があるというのはちょっと疑問ではないかと思ひます。

昭和56年以前の住宅の数はどれほどあるのか。耐震化率改善の目標と計画は。また、その進捗状況はどうなっているのかということをお尋ねいたしたいと思ひます。

○議長（立川良一君） 野崎眞司副町長。

○副町長（野崎眞司君） それでは、日比議員から住宅の耐震について2点御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず1点目の昭和56年以前の旧耐震基準によって建てられた住宅の戸数につきましては、平成25年住宅・土地統計調査の推計によりますと、人が住んでいる住宅戸数は町全体で1,340戸であります。また、平成26年中の旧耐震基準によって建てられた住宅の取り壊し件数は26件であり、今後、老朽化に伴う建てかえなどによって取り壊しの件数は伸びていくものと考えております。

次に、2点目の耐震化率改善の目標と計画についてでございますが、議員御指摘のとおり、阪神淡路大震災では8割以上が住宅などの倒壊による窒息、圧死等であり、さらに住宅などの倒壊に起因すると思われる火災の犠牲者も合わせると95%以上が住宅などの倒壊により亡くなられたと推測されております。

また、神戸大学が実施した遺族へのアンケート調査によりますと、死者が出た木造住宅のうち98%が旧耐震基準で建てられた住宅であり、新耐震基準で建てられた住宅では、死者は全体のわ

ずか2%であったと、そういう調査結果も報告されております。

この未曾有の大災害以降、国を挙げての防災・減災対策が進められ、また現在、南海トラフなどの巨大地震の発生が懸念される中、平成19年3月、北方町耐震改修促進計画、これは平成23年3月にも一部改正をされておりますが、これを策定し、国の住生活基本計画、そして県の岐阜県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を平成27年度までに90%にするという目標を掲げました。

また、国では次の新たな目標として、全国の住宅の耐震化率を平成32年度までに95%にするという目標を掲げたところでございます。

そこで、現在の北方町の耐震化率を見てみますと、平成25年の住宅・土地統計調査の推計によれば、人が住んでいる全戸数6,550戸のうち、既に耐震化されている住宅の戸数は5,550戸で、約85%となっており、現時点では目標の90%に対し、5%ほど下回っている状況にあります。

御案内のとおり、町ではこれまで広報紙やホームページ、あるいは各種イベントを機に耐震診断の活用と耐震補強の重要性について、重ねて普及活動を行ってまいりました。しかし、耐震診断の件数は、平成25年度末で76件、診断を行い、耐震補強工事に至った件数は3件と、利用実績が少ない結果となっており、目標を達成するためにもさらなる取り組みが必要であると考えております。

やはり住宅の耐震化を進めるには、まず自分の家が巨大地震が発生したときに命を守る家となっているのかどうか、つまり一日の中で一番長くいる空間、その自宅の耐震性能を知っていただくことが一番極めて大事なことであり、それが最も基本的な自助の一步であると思います。その一步を進めるためにも、町としましては、これまでの耐震診断の目標件数を年20件から、平成27年以降は年60件とし、一人でも多くの方に耐震診断を受診していただくよう積極的な普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、これまで耐震補強工事への補助の増額、そして簡易な耐震補強工事まで対応できるよう補助制度の見直しを行ってまいりましたが、さらに町民の皆様にご利用しやすいような補助制度となるよう、支援のあり方についても今後検討してまいりたいと考えております。特に、これまでの教訓から被害が拡大すると想定される住宅密集地域や緊急輸送道路沿いの住宅などを特別重点地域として、自主防災訓練、あるいは町民対話集会などの場で直接町民の皆様呼びかけてまいりたいと考えております。

防災の専門科によりますと、日本には災害の起きない場所はないと言われております。近年の全国各地で頻発する大災害を見ても、そうした事態を想定し、できる限りの備え、準備をしておくことが極めて重要なことでもあります。町ではこれまで各公共施設や学校施設の耐震化、防災公園の整備、そして来年春に完成する防災拠点となる新庁舎の建設などを進めておりますが、さらに防災・減災対策を進めるために、平成27年度より町民と一体となった「安全保障のまち・きたがた」を基本目標として掲げました。

折しも、ことしで阪神淡路大震災から20年、そして東日本大震災から4年を迎えました。この

大震災の貴重な教訓をしっかりと胸に刻み、このまちから死者を出さない、これを目標とし、今後も災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） では、よろしくをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 暫時休憩をします。3時、10分間休憩をさせていただきます。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時04分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

安藤哲雄君。

○2番（安藤哲雄君） 議長のお許しが出ましたので、早速始めさせていただきます。

まず1つ目は、放課後、土・日における子供の安全を守るための対策。

記憶に新しい1月31日には、福岡県豊前市で小学5年女児が行方不明となり、殺害された事件があり、また2月5日には、和歌山県紀の川市で小学5年男児が近所の男に胸を刺されるなどして殺害された事件が続けて発生しました。

そこで、放課後、土・日の子供を守るにはどうしたらいいのか、事件のたびに問題が指摘されるが、安全対策は簡単ではありません。

子供が狙われる事件への取り組みは、平成16年から17年に奈良市や広島市などで相次いで発生した殺人事件をきっかけに、全国で強化が進んだとされます。以降、全国的に子供の登下校の見守り活動が急速に普及し、集団登校も積極的に実施されるようになりました。ただ、今回の事件は、大人たちが監視を強めている登下校時ではなく、放課後、土・日の時間帯であります。

平成26年の警察白書によると、13歳未満の子供が被害に遭う刑法犯の認知件数は、16年以降、減少傾向にありますが、25年は2万6,939件として決して少なくありません。防犯ブザーやGPS機能つき携帯電話といった防犯グッズも普及しているとはいえ、学校から帰宅し、遊びに出かける子供たちを見守り続けるのは難しいと思われまます。

地域防犯活動に詳しい奈良女子大の瀬渡章子教授は、住宅地であっても最近は留守がちな家が多く、在宅していても高齢化が進んでおり、目の届く範囲は狭くなりがち。放課後には時間的、空間的な死角はどうしてもできてしまうと指摘します。その上で、マンパワーには限界があり、決め手がないのが実情。どこでも事件は起こり得るという前提で、大人が子供を守るだけでなく、子供自身が身を守る力をつけるよう防犯教育を行っていくべきだと提言しています。

さて、当町では集団登下校は実施されていないので、一人になったときの注意がより必要であり、特に下校時は毎日3時ごろ、防災無線を使って町内全域に子供の安全に協力を求める放送を行うとかの対策が望まれます。これは、一部の市町村でも行っており、今後の防犯教育のあり方

とあわせていかがでしょうか。1つ目を終わります。

○議長（立川良一君） 有里教育課長。

○教育課長（有里弘幸君） それでは、議員御質問の防犯教育の充実についてお答えします。

議員御指摘のとおり、ここ数年、子供を取り巻く環境が急激に変化し、不幸にして、子供が巻き込まれる事件が多発しております。

こうした流れの中で、防犯教育の充実が叫ばれており、自分の命は自分で守るという自助の精神を育成することが学校教育において、喫緊の最重要課題となっております。

こうした経緯を受け、昨年11月に教育委員会の2名の職員が、平成13年6月8日に痛ましい無差別殺傷事件が発生した大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校の研究発表会に参加しました。土曜日の休日にもかかわらず、全国から約500名の教職員が参加をしておりました。先進的な授業実践はもちろんのこと、防犯に係る授業公開等、学校における安心・安全のあり方についても学び合うことができました。全国的に防犯教育に注目が集まっている証であると思います。

昨今では避難訓練から命を守る訓練へと名称が変更されております。これは、単なる名称を変更しただけでなく、自分の命は自分で守るという理念や願いも含まれております。

こうした流れの中で、本町では日常的に防犯教育が実践されております。北方西小学校では、子ども110番の家を実際に見てめぐる活動を仕組むなど、楽しみながら防犯教育について学ぶことも行っております。また、全小・中学校では、命を守る訓練の中に不審者対応訓練を位置づけて、児童・生徒と教職員がともに防犯教育について学び合う機会も位置づけております。さらに、文部科学省から配布された学校における防犯教室等実践事例集を活用し、校内での防犯教育の充実に向けて努めておるところでございます。

このように、日常的に防犯教育に取り組んでおりますので、議員お尋ねの防災無線を使つての子供の安全に協力を求める放送を行うことは考えておりません。しかしながら、想定外の事態はいつやってくるかわかりませんので、今後とも地域ぐるみで北方の児童・生徒のための防犯教育の充実に向けてまいる所存でございます。そうすることが県内一、いや全国一安全なまち北方を全国に向けて発信することになり、人口の増加につながると確信しております。

子供の安心・安全に関することは、決して妥協をしてはいけなないと考えます。今回の防犯教育の充実に関する御提案を真摯に受けとめ、今後も北方の子供は町民が何としても守るという構えで取り組ましますので、どうか御協力をよろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） 町がそういう認識でおられることは、非常に僕も頼もしく思いました。特に小学校、下級生というんか、女の子を見ていると本当に心配で、その辺もまたしっかりよろしく願います。

次に行きます。

2番目ですけど、不登校と子供の睡眠障害。

全国で不登校は約12万人おり、前年より7,000人増加しています。これは、子供の睡眠時間と

密接に関係しており、睡眠不足になると脳の発達に影響があり、糖尿病などのリスクもあると言われています。また、子供の睡眠障害に対する社会の考え方は非常に軽いと言われており、学校や地域ぐるみで睡眠への意識を高め、不登校をなくそうと取り組みを始めている地域があります。

子供の必要とされる睡眠時間は、小学生（高学年）10時間、中学生8.5時間、高校生8.5時間と言われており、実際はそれぞれ、小学生8.5時間、中学生7.3時間、高校生6.6時間と、1時間以上2時間近く短くなっています。この睡眠不足で朝起きることができないのが不登校のきっかけの一つになります。

これは、小学校から中学校へ進学すると、塾や部活で睡眠時間が一、二時間短くなり、正常な睡眠リズムから睡眠不足がきっかけで分泌されるリズムが乱れ、夜眠れなくなり、朝起きられないという概日リズム睡眠障害と言われます。

兵庫県立子どもの睡眠と発達医療センターでは、年間延べ3,700人が受診し、睡眠障害になった背景を病院の入院患者103人の事例を複数回答で調べると、部活38%、塾・勉強27%、対人関係22%、身体疾患22%、スマホなど17%になり、真面目に打ち込む子供ほど睡眠障害に陥りやすいことがわかりました。

大人が負荷をかけて、それで子供たちが頑張ればよい子に育つというのは限度があると言われます。睡眠障害の兆候としては、休日の起床時刻が平日より2時間以上遅く、また子供は夜しっかりと寝ていれば昼間は眠くならないので、その様子を見きわめるなどがあります。

さて、対策としては、子供の睡眠のリズムを規則正しい運動や食事で改善し、起床時間から逆算して就寝時間を決めるなどが言われます。

取り組みを始めている地域としては、福井県美浜町で、以前は小学校から中学校へ上がると不登校になる場合が多く、原因を調べてみると、睡眠が多い学校は不登校が少なく、不登校の多い学校と明らかに睡眠によって違うことが判明しました。それで、学校では睡眠表をつけて個別にチェックし、眠育を推進して改善されました。また、長野県では、中学校の部活の朝練をセーブする方針で行っております。

そこで、当町でも子供の睡眠の実態を調査し、いかに睡眠の量と質とリズムの大切さを家庭、学校で共有し、不登校のいない学校を目指していくべきではないでしょうか。朝、子供たちの登校時間を観察すると、遅刻したり、しそうな子供は就寝時間が夜10時から11時というケースが多いように思われます。特に中学生になるとその傾向は強く、家庭への指導の必要があると考えます。睡眠は、知識、学習の固定にも大きく影響します。中学生は進路を決める大事な時期であり、ぜひ対策をしてほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（立川良一君） 西原教育長。

○教育長（西原 朗君） まずもって、議員におかれましては、毎朝、雨の日も、そして3月11日、雪が降って積もった日にも子供たちの安全な登校のためにお力添えいただいたり、こうして毎回子供の健全育成のために我々に御提言をいただきまして、感謝申し上げます。

さて、議員御指摘の不登校と子供の睡眠障害につきましては、1月8日のNHK番組「クロー

ズアップ現代」のテレビでも放映されておりました。私もこの番組を見ておりましたが、番組の中では、3人に1人は不登校のきっかけが睡眠など、生活リズムの乱れであると言っておりました。しかしながら、この資料をごらんください。

これは、文部科学省が全国の小・中学校に調査をし、まとめられたものです。

国の調査結果によりますと、不登校になったきっかけは、将来などの不安による情緒的混乱28.1%、友人関係をめぐる問題18.6%、親子関係をめぐる問題10.9%、そして家庭環境の変化で9.3%などの原因が上位を占めております。睡眠障害が原因となって不登校に陥ったのか、不登校になって睡眠障害になってしまったのかはわかりませんが、今回のテレビの放送内容は、地域的な現象なのか、一部の顕著な傾向なのかわかりませんが、本町の実態とは違っております。

本町における不登校になったきっかけは、人間関係のトラブル、そして集団不適應、家庭的な問題によるものが多いです。このように、マスコミの報道やら、一部の誤った世論に翻弄されることなく、北方の児童・生徒の実態に基づき、北方の子供の幸せを第一に考えて、北方の子供に軸足を置いて、子供たちを襲うさまざまな問題の解決に取り組んでいきたいと改めて思うところでございます。

とは言っても、議員御指摘の睡眠は、人が生きていく上でなくてはならない要因であり、快適な睡眠は心身の健康を生み出すと思います。学校では保健学習において、これは3・4年生の保健の教科書でございますが、小学校3年生で、毎日を健康に過ごすためには、食事、運動、休養、そして睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があることを学びます。そして、その学習が小学校6年生の望ましい生活習慣を身につけることへつなげていきます。さらには、中学校3年生では、健康の保持・増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活の学習内容に発展して学んでまいります。このように、町内の小・中学校では、保健領域の学習指導要領に示された眠育の学習を、指導計画に基づいて計画的に学んでおります。さらに、議員も御承知のように、県教育委員会からは、早寝・早起き・朝御飯の取り組みが示されており、県全体の渦となって広がっております。本町でもその理念や願いを受けて、早寝・早起き・朝御飯を推奨しているところでございます。

また、言うまでもなく、議員御指摘の睡眠を核とした健康管理につきましては、家庭との連携が必要不可欠でございます。今後も子供の心身の健康及び健康管理につきましては、学校、そして家庭、PTA、そして地域が一層連携を図って取り組んでいく必要があると思います。今後とも、町長が申しております「人間都市北方町」の実現を目指して、やがて北方町を担う未来の使者である子供たちの健全育成のためにこれからもお力添えいただくことをお願いして、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（立川良一君） 安藤君。

○2番（安藤哲雄君） これからも子供の健全育成によろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（立川良一君） 次に、杉本真由美君。

○1番（杉本真由美君） 議長のお許しをいただきましたので、順次一般質問をしたいと思います。

まず初めに、子供を産み育てられる環境づくりについて、2点についてお伺いしたいと思います。

日本で少子化が叫ばれて久しいですが、結婚や出産は人それぞれの選択であり、その権利が尊重されて当然であります。問題なのは、結婚や出産を希望されている人たちが多いのに、社会がその希望をかなえる魅力ある社会になっていないということです。

2011年の調査によると、将来結婚したい人は、男女ともに8割から9割と高く、8割を超える人が希望する子供の人数を2人、3人と答えています。にもかかわらず、誕生する子供の平均数は1.4人と、希望する子供の数になるまで子供をふやしたいと考える親は4割しかいません。

その理由に、子育てや教育にお金がかかり過ぎる、高齢出産のリスク、働きながら子育てできる職場環境がないなどと上げています。出産や子育て世代の負担を軽減し、その社会の体制整備を急ぐべきであり、この支援体制のおくれが出生率の低下の原因ではないでしょうか。

そこで、不妊治療についてお尋ねいたします。

近年、不妊の方が非常にふえており、その背景には、女性の社会進出や晩婚化による高齢出産の増加が指摘されていますが、原因は複雑であります。不妊の約半数が男性側に問題があるとわかってきております。最近では、治療技術の向上によって不妊治療による出産率も高くなっており、現在300万人近い夫婦が不妊治療を受けております。体外受精による出生率は5年間で1.5倍にふえ、1年間に生まれる子供の約2.5%を占めております。

不妊治療は、薬物療法や卵管形成手術など一般的な不妊治療と、人工授精や体外受精といった生殖補助医療に分けられ、生殖補助医療は保険適用されていません。治療費が経済的負担となっており、公明党は、保険適用されない体外受精並びに顕微鏡授精の負担を軽減するため、粘り強く推進し、2004年から国の特定不妊治療費助成事業がスタートしております。

県においても国の助成事業を活用し、体外受精である特定不妊治療に対し、1回15万円を年2回まで、5年間、10回を限度に助成しており、本町においても県の助成に上乘せさせていただいております。

この特定不妊治療助成に含まれない人工授精についてであります。

薬物療法などから次の段階の治療として行われるのが人工授精です。人工授精は、体外受精より自然妊娠に近い不妊治療法で、現段階では全額自己負担となっています。人工授精にかかる費用は、平均して1回当たり1万円から1万5,000円前後で、一般的に成功率は1回で5%から10%程度と低く、結局5回、6回程度人工授精を受ける方が多く、回を重ねると当然経済的負担がかかってきます。比較的リスクの低いこの人工授精は、幅広く行われている不妊治療の一つで、より多くの対象者が治療を受けやすい状態になれば、出生率も高くなると期待するものです。希望する人が産みたいときに子供を産み育てる環境が最優先課題であります。多くの方が利用している一般不妊治療のうち、人工授精など保険適用外の治療に対する助成について、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

次に、先ほども述べましたが、不妊の原因の約半数が男性側に原因があることがわかってきております。男性の精子の数や動きを調べる不妊検査、また無精子症の夫の精巣内から精子を探し出す手術、治療は保険適用外で、高額な出費にもなります。もちろん国の特定不妊治療の助成対象ではありません。男性に対しても助成することで夫婦と一緒に検査を受けやすくなり、財政的な支援を行うことで、子供を授かりたい夫婦の願いがかなえられると期待できます。

一方で、男性が不妊治療を受けるという考え方は、まだ一般的ではないのが実情であります。男性にも不妊治療への意識を深めてもらうきっかけづくりになると考えますが、本当に子供が欲しいという不妊で悩む夫婦を支援するための助成について、どのようなお考えなのか、お聞かせください。質問を終わります。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） では、杉本議員の御質問、不妊治療助成についてお答えさせていただきます。

杉本議員におかれましては、子育て支援について深い見識から御意見をいただき、ありがとうございます。

議員御提案のとおり、希望する人が産みたいときに子供を産み育てる環境を整えることは、本町としても重要な課題と考えています。そのため、本町においても不妊治療のうち体外受精及び顕微授精、いわゆる特定不妊治療について、治療費が高額であるため、平成19年度から年間10万円、通算5年を限度に助成を行っているところです。毎年10組前後の夫婦の申請を受け、不妊治療のニーズの高さを実感しています。また、母子健康手帳交付手続のため保健センターに妊娠届を出される妊婦さんから、不妊治療で授かったという声を聞くことがあり、喜びをともにしているところです。

御質問の保険適用外の一般不妊治療助成につきましては、市町村が実施した場合、県から市町村に補助金が交付されることになりましたので、実施について、今後検討をしたいと考えています。

2つ目の御質問である男性不妊治療助成については、県の事業として平成27年度から実施されます。その主な内容は、1回の治療につき、本人負担額として支払った金額に2分の1を乗じて得た金額と5万円のいずれか少ないほうの額が助成されます。この制度を御利用いただけるよう周知を図っていきたいと思います。以上です。

○議長（立川良一君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

毎年9組から10組の御夫婦の方が特定の不妊治療の助成を受けているということで、またその治療を受けての出産ということで、本当に喜ばしく思っております。

また、今回岐阜県のほうでも、岐阜県全体としてこの男性不妊治療の助成というのは全国で6番目となっております。本当にこの一般治療においても、人工授精においても、特定不妊治療の前段階に行えると、本当にたくさんの方が治療できる、子供を望んでいる方が治療できるような

ことを本当に、御夫婦の支援策になると期待しております。

また、本当に最近少子化問題で深刻になっておりますけれども、本当に深刻で悩んでいる市町村のところの取り組みとして、この27年度から不妊治療にかかる費用を全額無利子で借りられる支援をしたりとか、あと条件つきで特定不妊治療に全額支給するというところで、その市町村によって本当に深刻な問題だと思います。

このように今回検討していただくということでしたので、またよろしく願いいたします。まず1点目は終わります。

次、2点目。

次に、産後ケアについてお伺いいたします。

子供を産み育てやすい社会を実現するためには、妊娠から出産、育児と切れ目のない支援が重要です。現在の少子化対策は、待機児童の解消や仕事と子育ての両立支援などに光が当たっていますが、妊娠中から出産、産後と切れ目のない継続的な支援も充実させていく必要があります。妊娠、出産は、女性の心身にとって一大事です。日本では産後の肥立ちなどと言われますが、体調がある程度戻るまでの1カ月ほどはゆっくり休まないといけないとされています。里帰り出産が主流だった時代には、出産前後の妊産婦を実家の家族が支えていました。しかし、晩婚により女性の出産年齢が年々高くなっており、出産する女性の親の年齢も高齢化して十分な助けを受けられない状況があります。

また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親として育児がスタートするケースが多くなっています。授乳にもなれないまま退院し、頼る人もいない中で、育児不安や過労によって出産後に十分なケアを受けられない母親が産後鬱に陥ったり、児童虐待を引き起こすケースも少なくありません。出産後の女性はホルモンバランスが崩れ、一時的に情緒不安定になりがちです。出産直後の1カ月間が最も大事な時期であり、さらには産後早期の母子関係が虐待や育児放棄の予防、早期発見などの役割も果たすと言われていています。このような状況を踏まえ、母親と新生児の心身の健康を守るために、社会全体で産後ケアの体制づくりを急がねばなりません。

先進的な取り組みの一例として、東京都世田谷区の産後ケアセンターでは、出産後4カ月未満の母子が宿泊や日帰りで滞在でき、助産師らの専門スタッフが24時間体制で支援しています。利用した母親から、親身なケアを受けられた、久しぶりによく眠れたといった好評の声が相次いでおり、予約がとれないほどの人気だそうです。

岐阜県内では産後ケアを実施しているところはまだわずかで、郡上市民病院産科が、退院した母子のお宅を助産師が訪問し、子育て期まで切れ目のない支援を行い、ユネスコから、赤ちゃんに優しい病院として認定されています。

国は、26年度予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性をサポートする妊娠・出産包括モデル事業を計上しました。モデル事業は難しいまでも、類似した制度を本町としてもできないでしょうか。

これからの母子支援にはシニア世代が話し相手になる産前産後サポート事業や、専門家による電話相談などが上げられますが、本町として、出産の専門家である助産師が家庭訪問等を行う支援事業については、どのようにお考えなのでしょう。

また、2007年4月から国の事業で始まったこんにちは赤ちゃん訪問事業についてであります。生後4カ月までの赤ちゃんのいる家庭訪問が全国で進められています。9割以上が実施されているところです。本町においても家庭訪問事業が展開されておりますが、出産された全戸の訪問ができていますでしょうか。こんにちは赤ちゃん訪問事業の現状と成果についてお聞かせください。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） では、出産後の母子に対する心身の健康を守るための支援についてということでお答えさせていただきます。

子供を産み育てやすい社会を実現するためには、妊娠から出産、育児と切れ目のない支援が必要です。そのため、岐阜県では保健所を中心とした母と子の健康サポート事業がなされています。これは、産婦人科を受診した妊婦や産婦、または新生児について、医療機関と市町村が連携して支援を継続することが必要な場合に、母親の了承を得て各機関が連絡をとり合って、切れ目なく支援をしようとするものです。本町でも妊娠期から医療機関の連絡を受けて妊婦と連絡をとったり、産後早期に訪問するなどしています。また、電話相談等を随時受け付けており、必要に応じて助産師や保健師が訪問するようにしています。御理解をお願いいたします。

次に、こんにちは赤ちゃん訪問事業についてお答えします。

出産後は、産院で1カ月児健診がなされます。本町においては、生後2カ月になる前を目安に、助産師による全戸訪問を行うようにしています。出生時の体重が低い等により退院が長引く場合や里帰りが長期にわたる場合を除いて、ほぼ全員訪問できています。

平成27年度から「第2次健やか親子21」が始まります。全ての子供が健やかに育つ社会を目指すため、切れ目のない妊娠期、乳幼児への保健対策はもとより、子供の健やかな成長を見守り、育む地域づくりが基礎的な課題となります。議員の皆様には今後も多方面から子育て支援のあり方について、御検討よろしくをお願いいたします。

○議長（立川良一君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございます。

出産後の支援事業については、保健所と連携して、母と子の健康サポート事業ということで、切れ目のない子育て支援で、本当に安心しております。

また、赤ちゃん事業、訪問事業においては、一応4カ月までということでしたけど、この北方町は2カ月までに全戸訪問しているということで安心しております。

また、4月から始まる子ども・子育て支援制度について、本当に市町村ごとに地域の実情に応じたサービスをということで、妊娠期から切れ目なく子育ての家庭を支えるということを目指しておりますけれども、静岡県の三島というところは、北方町にも当てはまるかもしれませんが、母子手帳の交付のときに、行政が親に直接、本当に初めてかかわれる重要なタイミングというこ

とで、この母子手帳交付の時期に、窓口で事務職員が手渡すだけではなくて、曜日を限定して保健センターに来てもらって、手帳の交付にあわせて、個室で、保健室で面談して、そこの家庭環境とか、不安なこととか、いろいろサポートするということと言われておりますけれども、うちの北方町においても、個別的に来ていただいて、このようなちゃんとした行政の応援できる、支援できることとか、そういうのを説明、懇談的にしてみえるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） 北方町におきましては、三島市ほど大きな都市ではありませんので、母子手帳は原則保健センターのほうで発行しております。保健センターには保健師が常駐しておりますので、今議員御質問のようなことは説明したり、お話ししたりして発行しておるといふ状況です。

○議長（立川良一君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） ありがとうございます。

厚生労働省の調査によると、虐待で死亡した子供の4割はゼロ歳児ということで、本当にこういうところでいかに早期に行政のサービスに、悩んでいる方とか、そういうお母さん方に支援ができるよう、きちっと結びつけていけるかが本当に課題となっております。本当にきめ細やかな環境づくりをまた今後とも続けていただきたいと思います。

続きまして、ヘルプカードの普及についてお伺いいたします。

外見からはわかりにくい内部障害や聴覚障害、また知的障害など、コミュニケーションに困難のある障害者が日常生活や緊急時に周囲に理解を求める手段として携帯するヘルプカード。このヘルプカードを所持していることで、安心して社会参加が可能となって、日常的な不安を和らげることが期待されております。中でもふだんの生活を想定した取り組みに加え、災害発生時や不測の事故等による緊急時を想定した場合、さまざまな支援策の充実が不可欠であります。

東京都では、これまでさまざまな地域で独自のカードを作成してきましたが、一般的に認知度が低く、広く都内全域で使えるようにと、統一した様式を設けました。自閉症の子供のいるお母さんから相談を受けたことがきっかけで、ヘルプカードの普及を提案するなど、標準様式の策定を強力に推進したことが結実したものであります。

東京都が作成したガイドラインには、ヘルプカードの意義として、1. 本人にとっての安心、2. 家族、支援者にとっての安心、3. 情報とコミュニケーションを支援、4. 障害に対する理解の促進の4つが定められています。

ヘルプカードは、障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先など、あらかじめカードに記入するもので、本人が持ち歩くことで緊急、災害時に周囲からスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があります。ヘルプカードは、障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先など、あらかじめカードに記入するもので、本人が持ち歩くことで緊急、災害時に周囲からスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があるヘルプカードを本町において

も普及できないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（立川良一君） 加藤福祉健康課長。

○福祉健康課長（加藤章司君） では、ヘルプカードの普及についてお答えさせていただきます。

ヘルプカードは、聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など、一見、障害者とわからない方が周囲に自己の障害への理解や助けを求めるツールとして有効なもので、東京都が平成24年度にガイドラインを示しました。

議員御指摘のように、東京都が示したガイドラインでは、ヘルプカードの意義として、何かあったときに理解してもらえる、手助けしてもらえると本人にとっての安心、緊急連絡先を本人が携帯しているという家族、支援者にとっての不安の軽減、緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができることによる支援を受ける人と支援をする人とのコミュニケーションのきっかけ、ヘルプカードが幅広く普及することによって障害に対する理解が促進する、以上のような効果があると期待されています。実際に、このカードによって日常生活の中や災害時等で役に立った事例も報告されています。

県内においては、各務原市が平成26年7月から導入しています。市の窓口やホームページへの掲載、民生委員協議会を初めとした各福祉関係団体や身体障害者手帳等の取得者へのPRを実施し、市内の公共施設には介護マークとともに表示しているとのこと。

岐阜県により、先月、県内のヘルプカード普及状況の調査がありましたが、各務原市以外には導入しているところはありませんでした。

なお、県においては今後の方針はまだ決まっていないとのこと。

また、カードのデザインや色、大きさ、記載事項などの統一した基準を定めたものがまだありません。誰もが一目でわかる共通のヘルプカードの普及を希望するものです。

ヘルプカードは、緊急時や災害時などだけでなく、日常的にも役に立ち、広く普及することで障害者と健常者のつながりのある地域づくりにも有効なものと考えますので、今後の状況を鑑みて導入を検討していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 杉本君。

○1番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございました。

今、担当課長より各務原市が導入しているということで、ホームページをあけてみますと、いざというとき、あなたを助けるヘルプカードということで、プリントアウトができる、ちょっとこれ、カラーじゃないですけども、こういう形がありまして、切り取って携帯するというものでございます。

やはり皆さんに周知していただくということで、介護マークみたいな県統一のものが一番いいのかなと思うところがございますけれども、先ほど検討していただくということでしたので、またよろしく願いいたします。

このヘルプカードというのは、先ほど御紹介させていただきましたが、自閉症や障害のある子供さんを持つお母さんが、やがて一人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇

しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるかどうか、そのことがとても心配ということで、最初は手づくりのヘルプカードを子供に持たせたということで、この東京全地域に普及したということでありました。この一人のお母さんの願いから、多くの障害の支援策が前進することになったと思いますので、またこれが一例ですが、みんなで守り合っていけるような北方町を目指して、また今後ともよろしく願っていたしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） これで一般質問を終わります。

○議長（立川良一君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

お諮りします。

委員会審査等のため、あす14日から19日までの6日間を休会としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、あす14日から19日までの6日間を休会とすることに決定をいたしました。

第4日は、20日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

散会 午後3時50分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年3月13日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員